

# 防爆構造電気機械器具 型式検定の手引き (申請の手続き一般)

適用基準

電気機械器具防爆構造規格

工場電気設備防爆指針 (ガス蒸気防爆 2006) NIIS-TR-No.39  
工場電気設備防爆指針 (粉じん防爆 1982) RIIS-TR-82-1  
JIS C 60079-15  
JIS C 60079-18

電気機械器具防爆構造規格 第 5 条

工場電気設備防爆指針 (国際整合技術指針)

第 1 編	総則	JNIOSH-TR-46-1:2015
第 2 編	耐圧防爆構造 “d”	JNIOSH-TR-46-2:2015
第 3 編	内圧防爆構造 “p”	JNIOSH-TR-46-3:2015
第 4 編	油入防爆構造 “o”	JNIOSH-TR-46-4:2015
第 5 編	安全増防爆構造 “e”	JNIOSH-TR-46-5:2015
第 6 編	本質安全防爆構造 “i”	JNIOSH-TR-46-6:2015
第 7 編	樹脂充填防爆構造 “m”	JNIOSH-TR-46-7:2015
第 8 編	非点火防爆構造 “n”	JNIOSH-TR-46-8:2015
第 9 編	容器による粉じん防爆構造 “t”	JNIOSH-TR-46-9:2015

平成 27(2015)年 10 月

公益社団法人 産業安全技術協会

## この手引きを利用される方へ

○この手引きは、3つの章（Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ）と付録から成り立っています。

本文中で他の章の記述を参照するときは、章番号のあとに項目番号を付け加えてありますが、読んでいる章と同じ章の記述を参照するときは、章番号は省略して項目番号だけを示してあります。

たとえば、第Ⅱ章を読んでいるときに「Ⅲ. 3. 5参照」と書かれていれば、第Ⅲ章3. 5を参照してください。また、「3. 5参照」と書かれていれば、第Ⅱ章の3. 5を参照してください。

○“ ”は、申請書類に記載する文字を示すために用いています。たとえば、“（同一型式は別表のとおり）”と記載してくださいと書かれているときは、“ ”で囲まれた、（同一型式は別表のとおり）だけを申請書類に記載してください。“ ”を記載する必要はありません。

なお、「 」は、防爆電気機器の分野で使用される用語や検定に特有の用語を識別、あるいは強調するために用いています。

○項番の左欄外には、主に国際整合防爆指針2015に該当する場合はⒺ、主に構造規格に該当する場合はⒺとして区分けを表示しています。

# 目次

<b>第 I 章 検定のあらまし</b> .....	<b>3</b>
1. 検定の根拠と基準等.....	3
2. 検定の対象となる防爆電気機器の範囲.....	4
3. 検定申請者.....	5
4. 製造者の資格.....	5
5. 検定申請に必要な書類及び検定供試品.....	5
<b>6. 検定を行う者(検定実施者)と検定を行う場所</b> .....	<b>6</b>
7. 立会試験(申請者の希望する場所において新規検定試験を実施).....	6
8. 検定手数料.....	6
9. 防爆構造電気機械器具型式検定合格証.....	6
<b>第 II 章 型式検定の申請手続き</b> .....	<b>8</b>
1. 型式検定の申請手続き一般.....	8
1. 1 型式検定の申請の種類.....	8
1. 2 供試品の提出.....	8
1. 3 検定手数料とその納付方法.....	8
2. 新規検定の申請に必要な書類.....	9
2. 1 新規検定申請に必要な書類.....	9
2. 2 新規検定申請書の様式.....	11
2. 3 新規検定申請書類の記載内容の確認.....	12
3. 新規検定申請後の書類の訂正.....	13
3. 1 新規検定申請書の訂正.....	13
3. 2 申請書以外の書類の訂正と差替.....	13
4. 更新検定の申請に必要な書類の作成要領.....	15
4. 1 更新検定の申請に必要な書類の作成要領.....	15
4. 2 更新検定申請時における同一型式の追加.....	18
4. 3 繰上げ更新.....	19
4. 4 更新検定申請書類の記載内容の確認.....	19
5. 検定合格証記載事項の変更申請.....	19
5. 1 変更申請書作成要領.....	20
5. 2 住居表示の変更に対する特別の取扱い.....	20
5. 3 2件以上の合格証に共通な事項の変更.....	20
5. 4 変更申請書に添付する書類.....	20
6. 検定合格証の再交付申請.....	22
6. 1 型式検定合格証再交付申請書作成要領.....	22
6. 2 再交付申請書に添付する書類.....	23
7. その他の申請方式について.....	23

7. 1	「単品」の申請	23
7. 2	共同申請	24
7. 3	外国製品の新規検定申請	24
8.	合格証の受領	25
9.	検定に関する相談	25
<b>第Ⅲ章</b>	<b>新規検定申請書類の作成要領</b>	<b>26</b>
1.	新規検定申請書の記載要領	26
1. 1	「品名」欄の記載要領	26
1. 2	「型式の名称」欄の記載要領	26
1. 3	「防爆構造の種類」欄の記載要領	27
1. 4	「対象ガス又は蒸気の発火度及び爆発等級」欄の記載要領	29
1. 5	「定格」欄の記載要領	30
1. 6	「製造者の住所及び氏名」欄の記載要領	31
1. 7	「新規検定希望地及びその理由」欄の記載要領	32
1. 8	「申請者の住所及び氏名」欄の記載要領	32
1. 9	「あて先」欄の記入要領	32
2.	申請書に添付する書類の作成要領	33
2. 1	「供試品の構造説明書」の作成要領	33
2. 2	「同一型式一覧表」の作成要領	33
2. 3	「添付図面一覧表」の作成要領	37
2. 4	製造検査設備等の概要書	41
2. 5	「添付図面」の作成要領	46
2. 6	「検定実施者から申請者への連絡先」の作成要領	52
2. 7	「型式記号の説明書」の作成要領	53
2. 8	「あらかじめ行った試験の結果を記載した書面」の作成要領	55
2. 9	「性能・取扱い等の説明書」の作成要領	55
2. 10	「同一型式の理由書」の作成要領	55
3.	供試品の提出と引取り	56
3. 1	供試品の提出	56
3. 2	供試品提出の時期と方法	56
3. 3	供試品の引取り	56
3. 4	供試品の提出・引取り時の注意事項	56
3. 5	供試品及び提出個数	56
3. 7	錠締工具及び特殊工具類の提出	57

# 第 I 章 検定のあらまし

## 1. 検定の根拠と基準等

(1) 可燃性ガス又は引火性の物の蒸気(以下、「可燃性ガス・蒸気」という)、若しくは可燃性粉じんが爆発の危険のある濃度に達するおそれのある場所、又は爆燃性の粉じんが存在して爆発の危険性がある場所で使用する電気機械器具は、防爆構造電気機械器具を使用しなければならないと労働安全衛生規則第 280 条、281 条及び 282 条で定められています。また、労働安全衛生法第 4 条により、厚生労働大臣が定めた「電気機械器具防爆構造規格(昭和 44 年、労働省告示第 16 号)」(以下、「構造規格」という)を具備した防爆構造電気機械器具(以下、「防爆電気機器」という)でなければ、譲渡し、貸与し、又は設置することができません。防爆電気機器の検定は、申請された防爆電気機器が構造規格に適合していることを確認するために、労働安全衛生法第 4 条の 2(型式検定)の定めるところにより、機械等検定規則(昭和 47 年、労働省令第 45 号)に基づいて行われるものです。

(2) 検定は「型式検定」として行われます。

「型式検定」には、新たに防爆電気機器に対して検定を行う「新規検定」と、既に型式検定に合格しているものについて型式検定合格証の有効期間の満了前に有効期間の更新を行う「更新検定」とがあります。

(3) 型式検定は、検定申請品の構造規格への適合性並びに製造及び検査設備等を有するか否かが審査されます。

(4) 平成 20 年に構造規格及び昭和 47 年労働省告示 77 号の一部を改正する告示(平成 20 年厚生労働省告示第 88 号)が公布され、構造規格(昭和 44 年労働省告示第 16 号)に「樹脂充てん防爆構造」及び「非点火防爆構造」に関する規定が新たに設けられたこと等に伴い、「登録型式検定機関が行う検定の方法」が改正され、型式検定の試験を行う際に参考とする基準としては、構造規格については、下表となります。

①	工場電気設備防爆指針(ガス蒸気防爆 2006) (NIIS-TR-No.39)
②	工場電気設備防爆指針(粉じん防爆 1982) (RIIS-TR-82-1)
③	JIS C 60079-15 爆発性雰囲気で使用される電気機械器具—第 15 部：非点火防爆構造 “n”
④	JIS C 60079-18 爆発性雰囲気で使用される電気機械器具—第 18 部：樹脂充てん防爆構造 “m”

(5) 平成 27 年 8 月 31 日付けで、「電気機械器具防爆構造規格第 5 条の規定に基づき、防爆構造規格に適合するものと同程度の防爆性能を有することを確認するための基準等について」基発 0831 第 2 号が発出され、国際規格に基づいて製造された防爆電気機器の型式検定の基準は、下表のとおり定められました。

工場電気設備防爆指針(国際整合技術指針)		
①	第 1 編 総則	JNIOOSH-TR-46-1(2015)
②	第 2 編 耐圧防爆構造 “d”	JNIOOSH-TR-46-2(2015)
③	第 3 編 内圧防爆構造 “p”	JNIOOSH-TR-46-3(2015)
④	第 4 編 油入防爆構造 “o”	JNIOOSH-TR-46-4(2015)
⑤	第 5 編 安全増防爆構造 “e”	JNIOOSH-TR-46-5(2015)
⑥	第 6 編 本質安全防爆構造 “i”	JNIOOSH-TR-46-6(2015)
⑦	第 7 編 樹脂充填防爆構造 “m”	JNIOOSH-TR-46-7(2015)

⑧	第8編 非点火防爆構造 "n"	JNIOH-TR-46-8(2015)
⑨	第9編 容器による粉じん防爆構造 "t"	JNIOH-TR-46-9(2015)

「工場電気設備防爆指針（国際整合技術指針）」（独立行政法人 労働安全衛生総合研究所発行）（以下、国際整合防爆指針 2015）は、第1編から第10編まで構成されますが、第10編の特殊防爆構造“s”は、検定の基準としては、採用されていません。

(6) 供試品と同一と見なされる範囲のものについては、同一型式品として1件の申請の中にも含めることができます。

イ. 同一型式品であるための条件は、容器の形状・材料及び冷却条件等が同一と見なすことができるほか、供試品と同一の防爆性能を有することが、実際に試験を行うまでもなく技術常識的に容易に判断できることです。実際に試験を行わなければ防爆性能が確認できないものは、同一型式品とは見なされません。

ロ. 同一型式品を含めて申請する場合には、新規検定申請書にその旨を明記するほか、同一型式一覧表(Ⅲ. 2. 2)、型式記号の説明書(Ⅲ. 2. 7)、及び、同一型式の理由書(Ⅲ. 2. 10)を添付して申請し、審査を受けてください。

ハ. 更新検定申請時に同一型式の追加をすることができる場合があります(Ⅱ 4. 2及びⅡ. 4. 3)(Ⅱ. 4. 1. 1参照)。

## 2. 検定の対象となる防爆電気機器の範囲

検定の対象となる防爆電気機器を以下に例示します。単独で使用される電気機器だけではなく、機械装置類に組み込まれて使用される防爆電気機器も検定の対象になります。

回転機類…交流（又は直流）電動機、うず電流継手、キャンドモータなど

変圧器類…油入（又は乾式）変圧器、油入（又は乾式）リアクトル、計器用変成器など

開閉器具、制御器具類…配線用遮断器、操作用小型開閉器、金属（又は液体）抵抗器、電磁弁用電磁石、制御盤、操作盤、分電盤など

照明器具…白熱灯、蛍光灯、高圧水銀灯、高圧ナトリウム灯、LED 灯、電池付携帯電灯など

計測器類…伝送器、ガス分析計、可燃性ガス警報器、レベル計、ひずみ計、熱電対、測温抵抗体、流量計など

その他… 信号装置、通信装置、車両用蓄電池、整流器、振動機器、塗装ロボット用電気装置、電気加熱装置、差込接続器など

ただし、次のものは検定の対象とはなりません。

(1) 定格電圧、定格電流、定格電力及び電力量の値が、それぞれ 1.5V、0.1A 及び 25mW のいずれの値をも超えない防爆電気機器。

なお、他の防爆電気機器に接続して使用する際に、新たに構成される回路の定格電圧等が上記の値を超えるおそれのある場合は、検定の対象となります。

(2) 導線の接続のためだけに使用される接続箱。

Ⓔ (3) IEC規格に規定されている Ex コンポーネント、Ex ケーブルグランド、Ex 閉止用部品及び Ex ねじアダプタ（以下、「Ex コンポーネント等」）。これらは単独では検定の対象とはなりません、防爆

電気機器に組み込んで（組み合わせて）検定の対象となります。E x コンポーネント等は、TIS コンポーネント認証を受けることができます。TIS コンポーネント認証されたものが、検定申請品で使用される場合は、当該コンポーネントについては、試験省略され、詳細図面の添付が免除されます。

- (4) 船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられる防爆電気機器。これらは労働安全衛生法の適用範囲外です。

### 3. 検定申請者

防爆電気機器の検定申請を行うことができる検定申請者は、その防爆電気機器の製造者（外国製造者も含む）又は、輸入者に限られます。なお、ユーザー(使用者)が直接輸入する防爆電気機器については、そのユーザーが輸入者として検定を申請することができます。

### 4. 製造者の資格

製造者は、次の(1)から(4)までの資格要件を満たすことが必要です。これらの資格要件については、機械等検定規則第 8 条に具体的に定められています。検定の申請に際しては、申請者がこれらの資格要件を満たしていることを示す書類(以下、「製造検査設備等の概要書」という)を添付することが必要です。

なお、1 台だけ製造されるもの(以下、「単品」という)及び外国において製造されたもの(以下、「外国製品」という)について検定を申請する場合には、申請者の資格要件が異なります。単品についてはⅡ. 7. 1 を、外国製品についてはⅡ. 7. 3 を、それぞれ参照してください。

#### 製造者の資格要件

- (1) 検定を申請する防爆電気機器の製造に必要な「製造設備」及び製品の検査に必要な「検査設備」(以下、これらを「製造検査設備」という)を有すること。
- (2) 防爆電気機器の設計、工作、検査等に従事した経験年数などの要件を満たす「工作責任者」を有すること。
- (3) 検定を申請する防爆電気機器が所定の規格を具備しているかどうかを検査することができる「検査組織」を有すること。
- (4) 検定を申請する防爆電気機器の検査の基準、検査の方法そのほか検査に必要な事項を定めた「検査規程」を有すること。

### 5. 検定申請に必要な書類及び検定供試品

新規検定の申請には、新規検定申請書、申請品の図面、関係書類及び検定供試品(以下、「供試品」という)の提出が必要です。これらについては第Ⅱ章. 2 及び第Ⅲ章に詳しく述べます。

更新検定の申請には、更新検定申請書及び関係書類の提出が必要です。更新検定の申請手続きについては第Ⅱ章. 4 に詳しく述べます。

## 6. 検定を行う者(検定実施者)と検定を行う場所

検定は、厚生労働大臣の登録を受けた登録型式検定機関として公益社団法人産業安全技術協会が、下記の場所において実施します。(ただし、下記「7. 立会試験」には、申請者の希望する場所において新規検定の試験を受けることのできる事例が示されています)

申請関係書類・供試品の提出先及び検定実施場所
〒350-1328 埼玉県狭山市広瀬台二丁目16番26号 公益社団法人 産業安全技術協会 電話 04-2955-9901 FAX 04-2955-9908

## 7. 立会試験（申請者の希望する場所において新規検定試験を実施）

次のような場合には、申請者の希望する場所において新規検定の試験を行う、立会試験を受けることができます。立会試験のお申し込みに関してはホームページ([www.tiis.or.jp](http://www.tiis.or.jp))をご確認願います。立会試験に赴くための旅費、宿泊費等は申請者の負担となり、検定手数料とは別に、立会試験後に請求させていただきます。

なお、立会試験を行う場合、その理由に関して、次に基づき申請書の「新規検定希望地及びその理由」欄に記入してください。

- (1) 供試品の運搬が困難である場合。
- (2) その他特別な理由がある場合。  
例 特殊な試験設備が必要である場合。

## 8. 検定手数料

検定手数料については、ホームページ([www.tiis.or.jp](http://www.tiis.or.jp))をご確認願います。

## 9. 防爆構造電気機械器具型式検定合格証

- (1) 新規に型式検定に合格しますと、防爆構造電気機械器具型式検定合格証(以下、「検定合格証」あるいは単に「合格証」という)が交付され、型式検定合格番号が与えられます。
- (2) 型式検定に合格した防爆電気機器には、型式検定合格標章を付さなければなりません。型式検定合格標章の様式は、機械等検定規則に定められています。
- (3) 検定合格証の記載事項(社名や住所)が変更になった場合や、検定合格証を紛失した場合には、それぞれ所定の手続きを行ってください。(Ⅱ. 5 及びⅡ. 6 参照)
- (4) 防爆電気機器の検定合格証の有効期間は3年ですが、更新検定の手続きをとることにより有効期間を更新することができます。

(Ⅱ. 4 参照)。なお、合格証の有効期間満了前に更新検定の申請をしなければ、その合格証は効力を失



います。

また、有効期間は製造又は輸入できる期間を示すものであり、対象機器の使用できる期間を示すものではありません。

## 第Ⅱ章 型式検定の申請手続き

### 1. 型式検定の申請手続き一般

#### 1. 1 型式検定の申請の種類

型式検定に関する申請には次の4種類があります。

(1) 新規検定申請

検定合格証の交付を受けるために新規に検定を申請するものです。

(2) 更新検定申請

交付を受けている検定合格証の有効期間を更新するための申請です。

(3) 型式検定合格証の記載事項変更申請

社名や住所変更など、検定合格証に記載されている事項の変更の事実が生じた場合に、記載事項の変更を受けるために行う申請です。

(以下、「合格証記載事項変更申請」あるいは「記載事項変更申請」という)

(4) 型式検定合格証再交付申請

交付を受けている検定合格証を紛失した場合などに再交付を受けるための申請です。

(以下、「合格証再交付申請」あるいは「再交付申請」という)

#### 1. 2 供試品の提出

型式検定の試験に供する防爆電気機器の完成品又はその一部を「供試品」といいます。

新規検定の申請に際しては、申請書類の提出時に、次により供試品を提出します。(立会試験を行う場合には、立会試験実施場所に供試品を用意してください)

(1) 供試品の数は原則として完成品1個ですが、適用する基準あるいは機械等検定規則にその定めがあるものは定めに従って提出してください。なお、供試品には試験のための加工が必要となる場合があります。

(2) 供試品の分解・組立てに特殊な工具が必要な場合には、それらの工具を供試品に添えてください。

供試品の提出と引取りについてはⅢ. 3に詳しく述べます。

#### 1. 3 検定手数料とその納付方法

(1) 検定手数料は、申請の種類(新規検定、更新検定、検定合格証記載事項変更申請あるいは合格証再交付申請)によって金額が異なります。ホームページ([www.tiis.or.jp](http://www.tiis.or.jp))をご確認願います。

(2) 検定手数料の納付方法

イ. 検定申請時に現金で納付するか、あるいは下記により銀行振込又は郵便振替としてください。

(なお、振込手数料は申請者側で負担してください)

ロ. 銀行振込等の場合には、銀行預金口座振込金受領証など、手数料を納入したことが確認できるもの(複写でも可)を申請時に必ず添付してください。

ハ. 検定手数料の納付を確認し、領収証を発行します。

二. 検定手数料の振込先は次のとおりです。

口座名	公益社団法人 産業安全技術協会		
	略称フリガナ	シャ) サンギョウアンゼンギジュツキョウカイ	
取引銀行	三井住友銀行	清瀬支店	普通 0143022
	みずほ銀行	新所沢支店	普通 4012659
郵便振替	郵便局振替	口座番号	00120-2-12608

## 2. 新規検定の申請に必要な書類

### 2. 1 新規検定申請に必要な書類

- (1) 新規検定申請に必要な書類は、表Ⅱ.1に示すとおりです。それぞれの書類の作成要領は第Ⅲ章で詳しく述べます。
- (2) 申請書類は、表Ⅱ. 2に示す順序で、左側を穴間隔 80mm のファスナーで綴じて提出してください。
- なお、ファスナーの穴が書類の左側に寄り過ぎますと、書類が破れて脱落することがありますので、穴をあける位置に配慮をお願いします。

表Ⅱ. 1 新規検定の申請に必要な書類一覧表

書類の種別		参照先
①	防爆構造電気機械器具新規検定申請書	図Ⅱ.2及びⅢ.1参照
②	申請代行等に関する委任状 (必要な場合)	
③	申請品の構造説明書 (必要な場合)	Ⅲ.2.1参照
④	同一型式一覧表 (型式、定格に同一型式品がある場合)	Ⅲ.2.2参照
⑤	添付図面一覧表	Ⅲ.2.3参照
⑥	製造検査設備等の概要書	Ⅲ.2.4参照
⑦	図面 (同一型式品がある場合は、その図面を含む) (防爆関連表示事項を含む)	Ⅲ.2.5参照
⑧	検定実施者から申請者への連絡先	Ⅲ.2.6参照
⑨	型式記号の説明書	Ⅲ.2.7参照
⑩	あらかじめ行った試験の結果	Ⅲ.2.8参照
⑪	性能・取扱い等の説明書	Ⅲ.2.9参照
⑫	同一型式の理由書 (同一型式品がある場合)	Ⅲ.2.10参照

注1. 書類は、ワードプロセッサ、タイプライター、黒インキ書き、静電複写など(ただし、鉛筆書きは除

く)により作成してください。

また、各書類とも周囲に約10mm以上の余白を残してください。

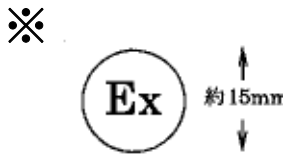
2. ⑦(図面)は、Ⅲ. 2. 5により作成してください。
3. ②及び③の各書類は、必要な場合(該当する場合)に添付してください。
4. 申請書のみ2通(1通は申請者の控えとしてお返しします)②～⑫の書類は各1通提出してください。
5. 基本は、A4版の用紙を使用し、より大きい書面は、A3からA1までとし、A4版の大きさに折りたたんでください。

**表Ⅱ. 2 新規検定申請書類を綴じる順序**

- |   |
|---|
| <p>①防爆構造電気機械器具新規検定申請書</p> <p>②申請代行に関する委任状</p> <p>③供試品の構造説明書</p> <p>④同一型式一覧表</p> <p>⑤添付図面一覧表</p> <p>⑥製造検査設備等の概要書</p> <p>⑦図面</p> <p>(添付図面一覧表の順番号の順にそろえます)</p> <p>⑧検定実施者から申請者への連絡先</p> <p>⑨型式記号の説明書</p> <p>⑩あらかじめ行った試験の結果</p> <p>⑪性能・取扱い等の説明書</p> <p>⑫同一型式の理由書</p> |
|---|

## 2. 2 新規検定申請書の様式

新規検定申請書は、図Ⅱ. 1に示す様式に従って、A4版の用紙を用いて2通作成してください。  
 (1通は、受付印を押印して、申請者用控えとしてお返しします)



受付印を押す  
スペースを空けて  
下さい。  
**(60mm×60mm)**

### 防爆構造電気機械器具新規検定申請書

品 名	
型 式 の 名 称	
防 爆 構 造 の 種 類	
対 象 ガ ス 又 は 蒸 気 の 発 火 度 及 び 爆 発 等 級	
定 格	
製 造 者 の 氏 名 及 び 住 所	
新 規 検 定 希 望 地 及 び そ の 理 由	

← 綴じ代として25~30mmあけてください。

平成 年 月 日

住所  
申請者  
氏名 印

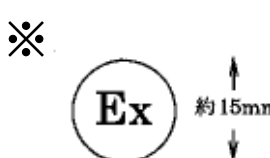
公益社団法人 産業安全技術協会 会長 殿

※ 「国際整合防爆指針 2015」での申請にはⓧを入れる。「構造規格」の場合には入れない。

図Ⅱ. 1 新規検定申請書の様式 (A4版)

### 2. 3 新規検定申請書類の記載内容の確認

表 II. 1 の書類を作成されたのち、各書類の記載内容をチェックし、申請書類としての要件を満たしていることを確認してください。記載例を図 II. 2 に示します。



受付印を押す  
スペースを空けて下  
さい。  
(60mm×60mm)

#### 防爆構造電気機械器具新規検定申請書

品 名	三相かご形誘導電動機
型 式 の 名 称	XYZ・1990 (枠番号 160M) (同一型式は別表のとおり)
防爆構造の種類	耐圧防爆構造
対象ガス又は蒸気の発火度及び爆発等級	II B T 3 G b
定 格	15kW 2P 50Hz 400V 22.5A 連続定格 耐熱クラス 155 (F) (同一型式は別表のとおり)
製 造 者 の 氏名及び住所	清瀬電気株式会社 埼玉県狭山市広瀬台二丁目 16 番 26 号
新規検定希望地 及びその理由	清瀬電気株式会社 埼玉県狭山市広瀬台二丁目 16 番 26 号 特殊な試験設備が必要なため。

平成 年 月 日

住所 埼玉県狭山市広瀬台二丁目 16 番 26 号

申請者 氏名 清瀬電気株式会社

代表取締役 清 瀬 太 郎 印

公益社団法人 産業安全技術協会 会長 殿

縦じ代として 25~30mm あけてください。

※「国際整合防爆指針 2015」での申請にはⓍを入れる。「構造規格」の場合には入れない。

図 II. 2 新規検定申請書の記載例 (A 4 版)

### 3. 新規検定申請後の書類の訂正

(以下、特に誤解のおそれがない限り、新規検定申請を検定申請あるいは申請と略記し、また、新規検定申請書を検定申請書あるいは申請書と略記します)

#### 3. 1 新規検定申請書の訂正

検定申請をしたのちに、申請書の記載内容を訂正する必要がある場合は、次によってください。


- (1) 試験に着手する前であれば、次の(2)又は(3)により訂正ができます。試験終了後は、「防爆構造の種類」、「対象ガス又は蒸気の発火度及び爆発等級」及び「定格」欄は、原則として、訂正できません。
- (2) 訂正箇所が少ない場合は、個人の印を使って訂正することができます。この場合は、申請書の左上の空白部分に、訂正をする人の会社名、所属、氏名(氏名の後に訂正する人の印を押します)、抹消又は挿入した字数を書き込みます。

また、申請書の左上にあらかじめ捨印として代表者印を押しておけば、この捨印の横に“○字抹消”、“○字挿入”と記入するだけで訂正することができますので、捨印を押しておく方法が便利です。

- (3) 訂正箇所が多い場合には、図Ⅱ. 3の様式の訂正願を2通提出してください。1通は申請者の控えになります。この訂正願も申請書と同等に扱われますので、申請者印を押してください。

#### 3. 2 申請書以外の書類の訂正と差替

- (1) 必要な箇所を訂正した書類を新たに作成し、提出してある書類と差替えてください。
- (2) 検定実施者から訂正(差替え)をお願いした場合には、お願いした箇所又は書類についてのみ訂正(差替え)を行ってください。無用の訂正(差替え)をされますと、書類の内容の確認に時間がかかる場合があります。
- (3) 図面の訂正に伴って図番が変更になることがあります。その場合には添付図面一覧表も作成しなおしてください。
- (4) 当協会において差替えを行われる場合には、差替えた書類には、受付番号及び差替えた日付を記入し、差替えが完了した書類に添付してお返しください。
- (5) 訂正された書類を、郵送・託送により送って頂いても結構です。差替えは検定実施者が行います。
- (6) 訂正・修正・削除された箇所についてマーキング(蛍光ペンやカラーペンやマーク囲い)を施したものを(縮小コピー可)を差替え用の図面・書面の他に一部を提出願います。検定員から指摘以外で誤字や不整合等を発見され修正をされた場合も同様にマーキングしてください。これは、修正箇所の確認を迅速に確実に行うための措置です。修正の理由(「誤字を見つけたため修正」etc.)などメモ書きを添えていただいても結構です。
- (7) 差替後に不要となった書類(図面等)は特に返却の指定が無ければ破棄します。



※ Ex 約 15mm

受付印を押す  
スペースを空けて  
下さい。  
(60mm×60mm)

### 防爆構造電気機械器具新規検定申請書訂正願

品 名	
型 式 の 名 称	
防 爆 構 造 の 種 類	
対 象 ガ ス 又 は 蒸 気 の 発 火 度 及 び 爆 発 等 級	
定 格	
製 造 者 の 氏 名 及 び 住 所	
新 規 検 定 希 望 地 及 び そ の 理 由	

平成 年 月 日 検第 Ex 号で受けられた検定申請書の記載事項を上記のとおり訂正願います。

平成 年 月 日

住所  
申請者  
氏名

印

公益社団法人 産業安全技術協会長 殿

← 綴じ代として 25~30 mm あけてください。

図 II. 3 新規検定申請書訂正願の様式 (A4版)

- 注 1. 新規検定申請書と同様に、欄外に余白を残してください。
2. 各欄とも、訂正後の内容を記入します。訂正の必要がない欄には、訂正前の内容をそのまま記入してください。
3. 「国際整合防爆指針 2015」での申請には Ex を入れる。「構造規格」の場合には入れない。



## 4. 更新検定の申請に必要な書類の作成要領

防爆電気機器の型式検定合格証の有効期間は3年間です。3年の有効期間が経過した後も、検定に合格した防爆電気機器を製造又は輸入しようとする場合は、更新検定を申請してください。更新検定に合格しますと、更に3年間有効期間が更新されます。ただし、単品として型式検定に合格しているものは更新申請できませんのでご注意ください。

また、「構造規格」で平成20年9月30日以前に合格しているもの、又は「国際整合防爆指針2008」\*<sup>1</sup>以前の基準で「構造規格」第5条に基づいて検定合格しているものは、平成28年3月1日以降（ただし、「国際整合防爆指針2015」に基づいて合格したものは除く）は同一型式の追加を申請することはできません。

なお、検定合格証の有効期間は、検定に合格した防爆電気機器と同じ型式のものを製造又は輸入することができる期間を意味し、製品を使用できる期間のことではありません。

\*1 「国際整合防爆指針2008」で合格しているものとは、工場電気設備防爆指針（国際規格に整合した技術指針2008）(JNIOOSH-TR-NO.43(2008))の基準で検定合格しているものです。

### 4. 1 更新検定の申請に必要な書類の作成要領

#### 4. 1. 1 更新検定の申請に必要な書類

更新検定の申請に必要な書類は次のとおりです。基本は、A4版の用紙を使用し、より大きい書面は、A3からA1までとし、A4版の大きさに折りたたんでください。これらの書類の記載方法は新規検定申請書の場合に準じてください。

- (1) 更新検定申請書 2通（1通は申請者の控え用としてお返しします）
- (2) 更新を受けようとする型式検定合格証
- (3) 製造検査設備等の概要書 2通

なお、更新検定申請の際に、同一型式の追加を含めて申請することができます。この場合には、4. 2 よって申請してください。なお、製造検査設備等の概要書の記載方法については、Ⅲ 2. 4. 3を参照してください。

書類の種別		備考
①	更新検定申請書	2通（1通は控え用）
②	合格証	1式 （合格証から最終概要書まで綴じられたままのもの）
③	概要書	2通（当協会保存用、合格証添付用）
④	検定実施者から申請者への連絡先	Ⅲ. 2. 6参照
⑤	申請書控え・合格証の返送方法	（託送の場合） 申請書の控え：受付処理後に、返送ご希望の場合は、返信用封筒の用意 （用意されていない場合は、合格証と同送します） 合格証：合格証返送用着払い伝票（信書対応のもの） 又はレターパックプラスの用意 （いずれも宛名の記入されたものを用意）
⑥	手数料を確認できる書面	振込み明細書のコピー等

4. 1. 2 更新検定申請書

図Ⅱ. 4-1又は4-2の様式の更新検定申請書を2通提出します。そのうちの1通は申請者用控えとして、受付印を押してお返しします。申請書は合格証どおりに記載してください。有効期間欄は現在の有効期間を記載してください。空欄がないように全て記入してください。

受付印を押すスペースを空けて下さい。  
(60mm×60mm)

**防爆構造電気機械器具更新検定申請書**

品名	押しボタンスイッチ
型式の名称	A F S-402
防爆構造の種類	耐圧防爆構造
対象ガス又は蒸気の発火度及び爆発等級	Ⅱ B T 3 G b
定 格	A C 1 0 0 V 5 A
製造者の氏名及び住所	株式会社○○○製作所 福岡県北九州市小倉○○町○○丁目○○番○○号
型式検定合格番号	第○○○○○号
有効期間	平成 年 月 日から 年 月 日

平成 年 月 日

住所 福岡県北九州市小倉○○町○○丁目○○番○○号

申請者 氏名 株式会社○○○○製作所  
社長 ○○○○ 印

公益社団法人 産業安全技術協会長 殿

← 綴じ代として25~30mmあけてください。

図Ⅱ. 4-1 更新検定申請書の様式及び記載例 (A 4版)

受付印を押す  
スペースを空けて  
下さい。  
(60mm×60mm)

### 防爆構造電気機械器具更新検定申請書

品名	押しボタンスイッチ
型式の名称	A F S - 4 0 2
防爆構造の種類	耐圧防爆構造
対象ガス又は蒸気の発火度及び爆発等級	Ⅱ B T 3 G b
定 格	A C 1 0 0 V 5 A
製造者の氏名及び住所	株式会社〇〇〇〇製作所 福岡県北九州市小倉〇〇町〇〇丁目〇〇番
型式検定合格番号	第〇〇〇〇〇号
有効期間	平成 年 月 日から 年 月 日

※ “別紙のとおり変更希望”

平成 年 月 日

住所 福岡県北九州市小倉〇〇町〇〇丁目〇〇番

申請者

氏名 株式会社〇〇〇〇製作所

社長 〇〇〇〇 印

公益社団法人 産業安全技術協会長 殿

← 綴じ代として  
25～30 mm  
あけてください。

※ 変更がない場合には記載しない。

図Ⅱ. 4-2 更新検定申請書の様式及び記載例 (A 4版)

- (1) 更新検定申請書の各欄には、合格証の該当欄と同じ内容を記入してください。なお、合格証には「使用条件」欄がありますが、更新検定申請書の様式にはこの欄はありませんので、付け加えないでください。
- (2) 製造者が本社になっているものは、製造者欄には本社名を記入するよう、特に注意してください。
- (3) 有効期間欄には、合格証に記載されている一番最後（最新）の有効期間（今回の更新後の有効期間ではありません）を記入してください。
- (4) 有効期間満了後は更新検定の申請はできませんので、申請時期には注意してください。なお、更新検定の申請は有効期間満了日の3か月前から受付けています。有効期間満了前に申請を行わなかった場合には、その合格証は効力を失います。同じ内容の合格証を必要とするときは、新たに新規検定を申請しなければなりません。
- (5) 住所等に変更があった場合は、検定合格証の記載事項変更申請書(5. 参照)において申請をして、常に記載内容の正しい合格証にしておいてください。住居表示に変更があった場合も、同様です。合格証と更新検定申請書の記載事項に違いがあると、更新検定申請が受理されない場合があります。
- (6) 古い合格証の中には、各欄の表記方法が現在の表記方法と違うものもありますが、更新検定申請書には合格証のとおりに入力してください。
- (7) 更新検定申請書の訂正が必要な場合には、3. 1に準じて行ってください。
- ⑤ (8) 国際整合防爆指針 2015 より前の基準で型式検定に合格しているものは、「対象ガス又は蒸気の発火度及び爆発等級」欄に、EPLの記号の記載は必要ありません。

#### 4. 1. 3 合格証

更新検定申請の際に添付する合格証は、交付時に綴じて割印してあるもの全部が必要です。割印したものが全部そろっていないと、更新検定の処理はできません。合格証とそれに附属する書類を切離したり、古い製造検査設備等の概要書を捨てたりしないでください。

#### 4. 1. 4 製造検査設備等の概要書

製造検査設備等の概要書(以下、「概要書」という)を添付してください。正規の概要書(Ⅲ. 2. 4. 1～Ⅲ. 2. 4. 6参照)が、あらかじめ検定実施者に届け出されており、その内容に変更がない場合には、略式の概要書(Ⅲ. 2. 4. 7参照)を添付することができます。概要書については、Ⅲ. 2. 4に詳しく述べてあります。

#### 4. 2 更新検定申請時における同一型式の追加

更新検定申請時に、合格証に記載された同一型式に対する追加が認められる場合があります。同一型式の追加を希望する場合は、4. 1. 1によるほか、次によって申請してください。なお、同一型式の追加が認められるか否かは、更新検定申請を受け付ける前に審査を行います。当該追加が認められると判断されたのちに受付します。この審査には、1週間ほどかかります。

- (1) 更新検定申請書(2通とも)の欄外(申請者名の上)に“別紙のとおり変更希望”と記載します。  
(図Ⅱ. 4-2参照)

- (2) 同一型式にどのような追加を行いたいのかを記載した「同一型式追加事項明細書」を1通提出してください。
- (3) 追加されたものが同一型式とみなせると申請者が判断した理由を述べた「同一型式理由書」を1通提出してください。
- (4) 同一型式の追加に伴い同一型式一覧表の内容に変更がある場合は、変更後の同一型式一覧表を2通提出してください。
- (5) 同一型式の追加に伴い新たな図面を作成する場合には添付図面一覧表の内容に変更が生じますので、変更後の添付図面一覧表を2通提出してください。この場合は、添付図面一覧表の該当する備考欄に、「更新時追加」と記入してください。
- (6) 同一型式の追加に伴い図面に新たな構造等を追記する場合は、変更後の図面（変更のあった図面のみ）を2通提出してください。この場合には、変更前の図面と区別するために、変更後の図面には新しい図面番号（副番号を進めるのでも可）を付けてください。この場合は、添付図面一覧表の該当する備考欄に「更新時変更」と記入してください。
- (7) 同一型式の追加に伴い型式の名称が追加される場合には、追加された型式を含む型式記号の説明書を1通提出してください。
- (8) 同一型式の追加の内容について問合わせをする場合がありますので、申請担当者の会社名、所属、氏名、電話番号、FAX番号及びメールアドレスを記載したものを1通提出してください。
- (9) 同一型式の追加が認められなかった場合には、元のままの合格証の更新となります。この場合には、提出された上記(2)～(8)の書類は、特に返却の指定が無ければ検定実施者が破棄しますのでご了承ください。

#### 4. 3 繰上げ更新

同一型式の追加をしたい場合や、複数の検定合格証の有効期間を同じにしたいなどの事情が生じた場合には、有効期間満了日を待たずに繰上げて更新検定を申請することができます。

申請要領は通常の更新検定の申請と同じですが、申請時に「繰上げ更新」である旨を申し出るか、又はメモを付けて更新検定申請書を提出してください。

#### 4. 4 更新検定申請書類の記載内容の確認

各書類毎に記載内容をチェックし、申請書類としての要件を満たしていることを確認してください。

### 5. 検定合格証記載事項の変更申請

検定合格証の記載事項のうち、

- ・製造者の氏名又は（及び）住所
- ・申請者の氏名又は（及び）住所

のいずれかに変更が生じたときは、型式検定合格証変更申請書（以下、「変更申請書」という）を提出して、記載事項の書き替えを行うことが必要です。記載事項変更の申請は、変更の事実が生じた日から14日以内に行うこととなっています。

なお、上記事項以外の変更はできません。また、申請者及び製造者の氏名については、たとえば定款の変更による社名変更は認められますが、法人が変わることによる社名変更は認められません。ただし、本社（本店）、その工場又はその事業所間で、申請者又は（及び）製造者を変更することは、記載事項変更で認められる場合がありますので、都度ご相談願います。

また、同一型式の追加に伴う型式記号の追加を除いて、既存の型式記号の変更はできません。

### 5. 1 変更申請書作成要領

- (1) 変更申請書は、図Ⅱ. 5の様式(A 4版)で作成します。申請者用に控えが必要な場合は、変更申請書を2通提出してください。
- (2) 変更申請書の「変更事項」欄には、変更年月日、変更理由及び新・旧対照した変更内容を記載してください。
- (3) 変更申請書のあて先は、「公益社団法人 産業安全技術協会長」としてください。
- (4) 変更のない事項については、合格証の該当欄に記載された事項をそのまま記載します。

### 5. 2 住居表示の変更に対する特別の取扱い

住居表示の変更（移転に伴う住所の変更は含みません）があった場合に限り、通常に記載事項変更のほか、次のような変更申請ができます。

この方法は、住居表示が変更された旨を記載した変更申請書に、地方自治体の長が発行する住居表示変更証明書を1通添えて提出するもので、合格証の添付は必要ありません。この場合の手数料は無料ですが、合格証の住所は、更新申請時あるいは、そのほかの事由で合格証が検定実施者に提出された時に変更されます。（住居表示の変更を急ぐ場合には、通常の変更申請の手続きを行ってください）

概要届に住所の記載がある場合は、概要届も住居表示を変更した住所を記載したものを提出してください。

### 5. 3 2件以上の合格証に共通な事項の変更

会社名の変更や住所変更のように、2件以上の合格証について同一の記載事項を変更する場合には、1件毎変更申請をせずに、一括して変更申請書を作成して申請することができます。

この場合には、通常の変更申請と同じ様式の申請書を提出しますが、「品名」、「型式の名称」及び「型式検定合格番号」の欄には、いずれも“別紙のとおり”と記載し、別紙として、変更する合格証に記載されている品名、型式の名称及び合格番号を一覧表にしたものを添付します。この場合でも、手数料は変更を申請する合格証の件数分となります。

なお、会社の吸収・合併・分離等の場合については、吸収・合併された会社が持っていた合格証の会社名を吸収・合併したほうの会社の名前に変更することや、分離前の会社が持っていた合格証の会社名を分離後の会社名に変更することはできません。この場合は、別途新規検定申請を行ってください。

### 5. 4 変更申請書に添付する書類

- (1) 変更する合格証を添付してください。（5. 2の場合は添付する必要はありません）

- (2) 製造者あるいは申請者の会社名や住所の変更の場合は、変更の事実を証明する書面（履歴事項全部証明書など。複写でも可）を1通添付してください。

合格証記載の製造者が、事業部、製造所、工場等（以下、5.4では工場等という）になっているもので、それらが移転した場合の製造者の住所の変更についても同様です。

- (3) 合格証記載の製造者が工場等である場合に、同じ会社の他の工場等に製造業務を移管する場合（たとえば、A工場で製造していたものを、同じ会社のB工場で製造することになる場合）には、「業務移管証明書」を1通添付し、移管先の工場等の製造検査設備等の概要書を**2通**添付してください。この場合、変更の内容によっては、製造検査設備等の概要届を出し直す必要がある場合もあります。ここでいう「業務移管証明書」とは、対象となる型式検定合格品の製造検査設備等の移管を会社の代表者が証明する書面です。

なお、製造者が本社（本店）である場合は、製造業務を同じ会社の他の工場等に移管する場合については変更申請をする必要はありませんが、製造する工場等を変更する旨の説明書を付けて、変更後の工場等の「製造検査設備等の概要書」を提出してください。それ以降の検定申請時には、「製造検査設備等の概要書」の変更が受付られた日を記載して略式の概要書を作成してください。

また、申請者又は（及び）製造者が工場等であり、それを本社（本店）に変更する場合は、変更申請書と合格証以外に追加の書面は不要です。

- (4) 変更後の住所、社名に合わせた概要届（変更された箇所の書面）を2通提出してください。

<b>防爆構造電気機械器具型式検定合格証変更申請書</b>	
	品 名 電磁弁用電磁石
	型式の名称 O E A - N
	型式検定合格番号 第〇〇〇〇〇号
綴じ代として 25~30 mm 空けてください。	変 更 事 項 平成 年 月 日付、定款変更による 変更年月日： 変更理由： 新・旧対象の変更内容
平成 年 月 日  住所 福岡県北九州市小倉〇〇町〇〇丁目〇〇番 申請者 氏名 株式会社〇〇〇〇製作所 社長 〇〇〇〇 印  公益社団法人 産業安全技術協会長 殿	

図Ⅱ. 5 型式検定合格証変更申請書の様式と記載例（A 4版）

## 6. 検定合格証の再交付申請

検定合格証（交付時に検定合格証に添付された書類を含みます）を紛失又は損傷した場合には、再交付を受けることができます。

### 6. 1 型式検定合格証再交付申請書作成要領

- (1) 合格証再交付申請書は、図Ⅱ. 6の様式(A 4版)で作成します。申請者用に控えが必要な場合には2通提出してください。
- (2) 再交付申請書の各欄には、合格証の該当欄と同じ内容を記載してください。記載内容が不明の場合は当協会に問い合わせてください。
- (3) 「再交付の理由」欄は具体的に記載してください。



防爆構造電気機械器具型式検定合格証再交付申請書	
品名	押しボタンスイッチ
型式の名称	ZPM
型式検定合格番号	第〇〇〇〇〇号
再交付理由	合格証のコピーをとろうとして、誤って破損したため

綴じ代として  
25~30mm  
空けてください。

平成 年 月 日

住所 大阪府大阪市港区1丁目2番3号

申請者 氏名 〇〇〇〇工業株式会社  
取締役社長 〇〇〇〇 印

公益社団法人 産業安全技術協会長 殿

図Ⅱ. 6 型式検定合格証再交付申請書の様式及び記載例（A4版）

## 6. 2 再交付申請書に添付する書類

- (1) 損傷した合格証が残っている場合は、それを添付してください。
- (2) 合格証に添付されていた「同一型式一覧表」、「添付図面一覧表」及び「製造検査設備等の概要書」を紛失した場合は、添付されていたものと同じ枚数、内容のものがすべて必要ですので、新しく作成して1部ずつ添付してください。ただし、紛失などによりそれらの作成が困難な場合は、弊協会でもスキャンして保存してあるデータを利用して作成することが可能ですので事前にご相談願います。なお、再交付は検定合格証を対象としており、図面の再発行はできません。

## 7. その他の申請方式について

### 7. 1 「単品」の申請

1台だけ製造されるものは「単品」として申請することができます。なお、単品として申請された場合には、交付される合格証はその防爆電気機器1台だけに対するものですから、合格証には有効期間が記入されません。（単品は個別検定とは別のもので型式検定です）

- (1) 単品の申請者については、検定申請者の資格要件（I. 4参照）が適用されませんので（機械等検定規則第8条第4項）、「製造検査設備等の概要書」及び「あらかじめ行った試験の結果を記載した書面」を提出する必要はありません。
- (2) 単品の場合は、新規申請書の欄外、左上方に“単品”と記入して申請してください。

- (3) 試験の方法については、申請前にあらかじめご相談下さい。

## 7. 2 共同申請

新規検定申請品を共同して製造している2社以上が、共同して検定申請することを希望する場合は、申請品についての責任の所在を明確にする必要があります。

- (1) 「製造検査設備等の概要書」の届出は2社共同のものを提出し、この中で2社の責任分担を明確にしてください。
- (2) 型式検定に合格した製品に付ける銘板等には、申請した2社の社名を必ず入れてください。
- (3) 更新検定を申請する場合にも、2社の名前で申請しなければなりません。

## Ex 7. 3 外国製品の新規検定申請

外国製品については「輸入者」が検定を申請できるほか、「外国製造者」が直接検定を申請することもできます。外国製品の場合には、次の点に留意して申請してください。

- (1) 同じ外国製品を別々の輸入者が輸入して検定を申請する場合は、輸入者毎に申請する必要がありますが、外国製造者が直接検定を申請して検定に合格した製品については、輸入者が改めて検定を申請する必要はありません。
- (2) わが国において外国製品を加工し、又は他の防爆電気機器と組合せる場合には、加工又は組合せを行った加工者が、製造者として検定を申請することになります。この場合は、外国製品としての扱いは受けることができません。
- (3) 外国製品の検定申請の手続きは国産品の場合と基本的には同じですが、特に新規検定の申請に際しては、次の点に留意してください。また、外国製造者が直接に検定を申請する場合には、こうした手続きを円滑に行うために、わが国内に事務手続きを行う代理人を置いてくださるようお願いします。

### イ. 防爆構造電気機械器具新規検定申請書

申請書は、製造者及び申請者の住所・氏名を除き日本語で記入する必要があります。また、代表者印は署名（サイン）で代替することができますが、申請者の氏名を活字体(原語)で併記してください。

なお、「製造者の住所及び氏名」欄には、申請品を製造する外国製造者の住所及び氏名を記入します。

### ロ. 添付図面

図面の記載内容の説明が英語以外の外国語である場合は、その主要な部分に英語又は日本語の訳を必ず併記してください。

### ハ. 製造検査設備等の概要書

外国製品を検定申請する場合は、その製品が海外検定機関の“規格適合証明書”（防爆機器の）を得ていれば「I. 4 検定申請者の資格」に示す資格要件を満たしているものとみなされます。なお、この場合は輸入者に対しての資格要件は必要ありませんが、申請書類の一部として“規格適合証明書”を添付することが必要となります。ただし、外国製品を検定申請する場合に、その製品が海外検

定機関の“規格適合証明書”を有していないときはその製造者が「Ⅰ. 4 検定申請者の資格」の資格要件を具備していることが必要条件となります。

二. 性能・取扱い等の説明書

性能・取扱い等の説明書には、性能及び取扱い等に関する説明のほか、申請品が準拠している規格も記入してください。

ホ. あらかじめ行った試験の結果を記載した書面

外国製造者が行った試験の結果又は申請者が行った試験の結果を添付してください。

なお、指定外国検査機関が発行した検査等のデータを有する申請品については、そのデータを添付することによりこの書面の添付を省略することができます。(機械等検定規則第6条第2項)

## 8. 合格証の受領

合格証の受け渡し方法は、「直接受領」、佐川急便「飛脚特定信書便」の着払い又は「レターパックプラス」になります。

「レターパックライト」では送付できませんのでご注意願います。

**【窓口での直接受領】**

当協会の業務時間内に申請者又はその代理人が受付窓口にて受け取ることができます。

**【宅配便の着払い等による発送等】**

検定申請時に申請書類と一緒に「飛脚特定信書便」の着払い伝票又はレターパックプラス（受取り担当者の宛名を記入しておいてください）を預かり、合格証が発行後、その伝票で発送します。

なお、合格証の受領方法については、Ⅲ. 2. 6「検定実施者から申請者への連絡先」を参照してください。

## 9. 検定に関する相談

当協会は、検定の業務を円滑に進める一環として、検定に関する相談に応じています。相談の窓口は、技術支援部になります。

相談の申込みをする前に、関係する検定基準、ホームページ([www.tiis.or.jp](http://www.tiis.or.jp))の関連情報及び申請の手引き(本書)などをよくお読みになり、その上でなお考え方などに不明な点があれば相談を申込んでください。しかし、申請品の検査・試験の対象となるべき事項、たとえば「この部分の構造はこれでよいか」、「これらの回路のうちのいずれを採用すべきか」といった設計相談には応じることができません。また、設計の基本的考え方については助言しますが、機器の具体的な設計にまで踏みこむことはできませんので、ご承知おきください。ここでいう「相談」は、新規検定の申請を前提としています。検定申請がなされたのちの担当検定員と申請者の打合せは、「相談」とは別に行います。

## 第三章 新規検定申請書類の作成要領

### 1. 新規検定申請書の記載要領

#### 1. 1 「品名」欄の記載要領

##### 1. 1. 1 品名について

品名は、その防爆電気機器の用途や機能が分かるような一般的な名称を付けることを原則としますが、以下の点にも留意してください。

- (1) 品名の中に、「防爆形」、「〇〇式」、商標などを加えないでください。たとえば、耐圧防爆形制御器、東京式けい光灯などの品名は避けてください(下線の部分が不適当です)。
- (2) 特定の機械や装置に組み込むことを意図して申請されるもの場合には、そのことがわかる品名としてください。たとえば、軸流送風機用三相かご形誘導電動機、蒸発装置用加熱装置、反応器照射用水銀灯などとなります。
- (3) 主体となる防爆電気機器に別の防爆電気機器が附属し、両者が組合されたときの防爆性能を確認する必要がある場合には、両者を組合せたものについて、これにふさわしい品名を付けて申請することが原則です。特に、本質安全防爆構造の電気機器の場合にこのような例があります。
- (4) 商用周波数電源以外の特定の電源を指定している機器の場合には、特定の電源の種類などを品名に加えてください。例としては、一次周波数制御可変速三相かご形誘導電動機、直流電動機などがあります。
- (5) 性能や特性を相対的に評価することとなるような表現(たとえば、“高性能”、“高感度”、“超精密”など)を品名の一部に用いないでください。
- (6) 機能が同一であっても、動作原理によって構造、回路などが大きく異なるもの場合には、動作原理を品名に含めることは差支えありません。例としては、超音波流量計、赤外線式ガス分析計などがあります。
- (7) ガス警報器及びガス警報器用検知部については、特に必要な場合を除き、測定の対象となるガスの種類を品名に付け加えないでください。また、接触燃焼式、熱伝導度式などの測定原理は、原則として付け加えないでください。

#### 1. 2 「型式の名称」欄の記載要領

「型式の名称」欄には、供試品の型式の名称を以下のように記載します。

- (1) 型式の名称は、防爆電気機器を特定するための型式記号を記載します。型式記号は、英文字、算用数字(0, 1, … 9)、記号などを組合せたものとなります。
- (2) 型式記号には、防爆電気機器の構造、機能、特性などを示す記号ができるだけ含まれるようにしてください。

[記号の意味は、別に添付して頂く「型式記号の説明書」に記載します。(2. 7 参照)]

- (3) 電動機類の枠番号は、型式記号の後に“(枠番号 132M)”のように記載します。
- (4) 供試品と異なる型式記号の防爆電気機器を同一型式品として申請品に含めて申請する場合には、「型式の名称」欄内の下のほうに“(同一型式は別表のとおり)”と記載します。

なお、この場合には、「同一型式一覧表」の添付が必要です。(2. 2 参照)

「型式の名称」欄の記載例：同一型式のある電動機の場合

型式の名称	TIFX-FCKN3W (枠番号 132M) (同一型式は別表のとおり)
-------	---

1. 3 「防爆構造の種類」欄の記載要領

(1) 申請品(供試品)の防爆構造の種類を次のいずれかにより記載します (該当するものに✓を、該当しないものには-を入れてあります)。

記載内容	構造規格	国際整合防爆指針 2015
耐圧防爆構造	✓	✓
安全増防爆構造	✓	✓
本質安全防爆構造(ia)	✓	✓
本質安全防爆構造(ib)	✓	✓
本質安全防爆構造(ic)		✓
樹脂充てん防爆構造(ma)	✓	✓
樹脂充てん防爆構造(mb)	✓	✓
樹脂充てん防爆構造(mc)	-	✓
非点火防爆構造(nA)	✓	✓
非点火防爆構造(nC)	✓	✓
非点火防爆構造(nR)	✓	✓
非点火防爆構造(nL)	✓	
油入防爆構造	✓	✓
内圧防爆構造	✓	-
内圧防爆構造(px)	-	✓
内圧防爆構造(py)	-	✓
内圧防爆構造(pz)	-	✓
容器による粉じん防爆構造(ta)	-	✓
容器による粉じん防爆構造(tb)	-	✓
容器による粉じん防爆構造(tc)	-	✓
特殊防爆構造	✓	-*1
粉じん防爆普通防じん構造	✓	-
粉じん防爆特殊防じん構造	✓	-

\* 1 耐圧防爆構造、安全増防爆構造、油入防爆構造及び内圧防爆構造の EPL を Ga にして申請するものは、構造規格の特殊防爆構造になります。

(2) 2種類以上のガス蒸気防爆構造が適用されている防爆電気機器の場合は、防爆構造の種類とそれらが適

用されている部分に対応させて記入してください。

(例) 単相コンデンサ始動誘導電動機の本体と端子箱がそれぞれ独立した安全増防爆構造で、コンデンサと開閉器が一つの耐圧防爆構造の容器に収納されている場合の記載例

防爆構造の種類	本体及び端子箱 安全増防爆構造 コンデンサ及び開閉器収納部 耐圧防爆構造
---------	---

Ex (3) ガス蒸気防爆構造と容器による粉じん防爆構造の両方が適用される防爆電気機器は、それぞれの防爆構造を記入してください。

(例) 耐圧防爆構造と容器による粉じん防爆構造が適用される記載例

防爆構造の種類	耐圧防爆構造及び容器による粉じん防爆構造(tb)
---------	--------------------------

電気機械器具防爆構造規格第1条第1項第11号の粉じん防爆普通防じん防爆構造と第12号の粉じん防爆特殊防じん構造と、ガス蒸気防爆構造を組み合わせることはできません。

(4) 構造規格による内圧防爆構造の場合には、内圧保持方式（通風式、封入式又は希釈式）の区別を記載します。国際整合防爆指針2015の場合、これら内圧保持方式の記載は不要です。

内圧保持のための圧力検出器が検定合格品である場合には、その防爆構造の種類は記載しないでください。

(検定合格品の圧力検出器については、図面の中に必要事項を記載します)

構 (例1) 構造規格による内圧防爆構造の記載例

防爆構造の種類	内圧防爆構造（通風式）
---------	-------------

Ex (例2) 国際整合防爆指針2015による内圧防爆構造の記載例

防爆構造の種類	内圧防爆構造(px)
---------	------------

(5) スペースヒータを内蔵する電動機の場合は、次のように記載します。

(例1) 安全増防爆構造の本体容器に、スペースヒータの防爆構造が同一の場合の記載例

防爆構造の種類	本体 安全増防爆構造 スペースヒータ（電動機電源遮断時のみ） 安全増防爆構造
---------	---

構 (例2) 構造規格において、本体が内圧防爆構造の電動機で、本体内部に安全増防爆構造のスペースヒータが内蔵されており、かつ、本体に内圧を加えない状態でスペースヒータに通電する場合の記載例

防爆構造の種類	本体 内圧防爆構造（通風式） スペースヒータ（電動機電源遮断時のみ）	安全増防爆構造
---------	---------------------------------------	---------

なお、電源を遮断してから一定時間後に通電することを条件とする場合には、その旨を「定格」欄に記載します。

(6) 本質安全防爆構造の例については、「本質安全防爆構造補足」の手引きを参照してください。

#### 1. 4 「対象ガス又は蒸気の発火度及び爆発等級」欄の記載要領

⑥ (1) 国際整合防爆指針 2015 に基づく申請の場合

申請書の様式が定められているため、この欄の項目名は「対象ガス又は蒸気の発火度及び爆発等級」となっていますが、国際整合防爆指針 2015 に基づく申請の場合は、この欄には申請する防爆電気機器の「グループ」、「最高表面温度」/「温度等級」/「ガスの名称」、及び「EPL」を記号等で記載します。

グループⅡの場合

イ. 防爆電気機器のグループを示す記号としては、「Ⅱ」を記載します。

ロ. 耐圧防爆構造及び本質安全防爆構造の場合には、対象となるガス又は蒸気の種類記号として「A」、「B」又は「C」のいずれかを「Ⅱ」の後に記載します。

内圧防爆構造、安全増防爆構造及び油入防爆構造の場合には、この分類記号は記載しません。但し、非点火防爆構造で分類記号「A」、「B」又は「C」のいずれかが適用になる場合があります。

ハ. 温度等級の記号は、防爆電気機器の最高表面温度により定められている温度等級に応じて、「T1」～「T6」のいずれかを記載します。

ニ. 「EPL」は、「G a」、「G b」又は「G c」のいずれかを記載します。

(例) グループⅡB、温度等級T3、EPLがGbの記載例

対象ガス又は蒸気の発火度及び爆発等級	Ⅱ B T 3 G b
--------------------	-------------

グループⅢの場合

イ. グループの記号は、「ⅢA」、「ⅢB」又は「ⅢC」のいずれかを記載します。

ロ. 最高表面温度は、「T」に続けて温度を℃で記載します(例 T90℃)。

ハ. 粉じん堆積層の条件がある場合は、「T」に続けて、下付小文字で粉じん堆積層の厚さをmm単位で記載します(例 T<sub>500</sub>320℃)。

ニ. 「EPL」は、「D a」、「D b」又は「D c」のいずれかを記載します。

(例1) グループⅢB、最高表面温度130℃、EPLがDbの記載例

対象ガス又は蒸気の発火度及び爆発等級	Ⅲ B T 1 3 0℃ D b
--------------------	------------------

(例2) グループⅢA、最高表面温度320℃、粉じん層の厚さが500mm、EPLがDcの記

載例

対象ガス又は蒸気の 発火度及び爆発等級	ⅢA T <sub>500</sub> 3 2 0℃ D c
------------------------	--------------------------------

グループⅡとグループⅢの両方が適用される場合

(例)

対象ガス又は蒸気の 発火度及び爆発等級	ⅡB T 4 G b、ⅢB T 1 3 0℃ D b
------------------------	----------------------------

⑧ (2) 構造規格に基づく申請の場合

イ. 耐圧防爆構造及び本質安全防爆構造の場合は、発火度及び爆発等級又は対象ガス・蒸気の種類及び温度等級について、それぞれ定められた記号で記入してください。

注 記号は、爆発等級、発火度の順に記入してください。

ロ. 爆発等級に関係しない防爆構造の場合は、爆発等級又は対象ガス・蒸気の種類を省略し、発火度又は温度等級を定められた記号で記入してください

ハ. 非点火防爆構造においては、上記(1)の「Ⅱ」を記載します。但し、非点火防爆構造で分類記号「A」、「B」又は「C」のいずれかが適用になる場合があります。

ニ. 樹脂充てん防爆構造の場合には、上記(1)の「Ⅱ」を記載し、上記の対象となるガス又は蒸気の種類記号は記載しません。

(3) 特定のガス又は蒸気を対象とする防爆電気機器として申請する場合には、上記(1)の各記号の代わりに対象となるガス又は蒸気の名を日本語で記載します。ガス又は蒸気の名は、特殊なものでない限り、化学物質審査規制法に則った名称としてください。

(4) 申請品が複数の部分から構成され、それぞれの部分が対象とするガス又は蒸気が異なる(それぞれの部分が異なる危険場所に設置される)場合には、それぞれの部分毎に該当する記号を記載します。

⑧ (例) 構造規格で、検出部が爆発等級 3 n、温度等級が G 4、変換部が爆発等級 2、温度等級 G 2 の記載例

対象ガス又は蒸気の 発火度及び爆発等級	検出部	3 n G 4
	変換部	2 G 2

同一危険箇所に設置する 1 個の電気機器で、例えば「本体と端子箱の対象ガス又は蒸気の種類及び爆発等級が異なる」ような記入内容は許されません。

⑧ (5) 電気機械器具防爆構造規格による粉じん防爆普通防じん構造又は粉じん防爆特殊防じん構造の場合は、この欄には何も記入しないで、対象とする粉じんの発火度は、定格欄に“発火度 1 2”のように記入してください。

### 1. 5 「定格」欄の記載要領

定格欄には、防爆電気機器の製造者が指定する定格のほかに、防爆性能に影響する要素について合格条件内



で使用するための情報を記載します。

定格欄に記載された事項は、原則として製品の銘板に表示し、少なくとも電圧及び電流は必ず表示することになります。

定格欄に記載する事項は一般には以下のとおりですが、防爆電気機器の種類によっては記載する事項や記載方法が異なる場合もあります。なお、定格に同一型式がある場合には、「定格」欄内の下方に“(同一型式は別表のとおり)”と記載します。この場合には、同一型式一覧表の中で定格の同一型式を明記します。

(1) 定格

定格電圧、定格電流などを、電気機器の一般規格に定める定格表示方法(単位の表記を含みます)に準じて記載します。

(2) 周囲温度

防爆電気機器の使用に際しての基準となる周囲温度は-20℃～+40℃です。この温度範囲での使用を目的として設計・製造されたもの場合には、周囲温度を記載しないでください。基準となる周囲温度を超えた場合はその温度を記載してください。

防爆電気機器の基準となる周囲温度を超えて定める場合は、次の例にならって温度範囲を記載します。

(例)

周囲温度を-20℃～+50℃としたい場合は、「周囲温度 -20℃～+50℃」

周囲温度を-10℃～+40℃としたい場合は、「周囲温度 -10℃～+40℃」

周囲温度を0℃～+30℃としたい場合は、「周囲温度 0℃～+30℃」

Ⓔ 国際整合防爆指針 2015 でグループⅡとグループⅢの両方を適用し、それぞれ周囲温度が異なる場合は、グループごとに記載してください。

(例)

周囲温度 グループⅡ -20℃～+60℃、グループⅢ -20℃～+40℃

(3) 水冷式の防爆電気機器の場合は、冷却水の水量及び温度を次のように記入してください。

冷却水 水量 規定水量 ○○L/min

下限水量 ○○L/min

水温 最高 ○○℃

## 1. 6 「製造者の住所及び氏名」欄の記載要領

(1) 申請品の製造者の住所と氏名を記載します。

イ. 製造者の氏名は一般には会社名を記載します(代表者の氏名は記載しません)。ただし、製造者が個人の場合には個人名となります。

ロ. 住所は会社の所在地(又は個人の住所)を記載します。国内の製造者の場合は都道府県名を、また外国製造者の場合には国名をそれぞれ含めて記載してください。

Ⓔ ハ. 外国製造者の場合には、住所及び氏名をその国の文字により記載しても差支えありません。

(2) 「製造者」とは、申請品の製造について責任を負えるものをいい、単に申請品を製造するための設備等の

所在する場所のことではありません。従って、会社の場合には一般に本社が製造者となりますが、製造責任を負うことのできる工場、事業所、事業部等であれば製造者となることができます。

### 1. 7 「新規検定希望地及びその理由」欄の記載要領

検定は、第I章. 6に述べた「検定を行う場所」において行われます。しかし、供試品が大型で運搬が困難であるなど特別の理由があり、供試品が置かれている場所での試験(立会試験)を申請者が希望し、かつ、そこで必要な試験が実施できる場合には、この欄にその場所と理由を記載して申請してください。申請者が立会試験を希望しない場合には、この欄は空欄とします。

(例)

新規検定希望地 及びその理由	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地 株式会社〇〇電機 〇〇工場 大型で運搬が困難なため
-------------------	---

注1. 立会試験を希望する場合は、ホームページ([http://www.tiis.or.jp/02\\_08\\_subCategory.html](http://www.tiis.or.jp/02_08_subCategory.html))に関連情報が掲載されていますのでご確認願います。

Ex 2. 外国製品については、外国での立会試験も行うことができます。

### 1. 8 「申請者の住所及び氏名」欄の記載要領

- (1) 申請者の住所（都道府県名あるいは国名を含みます）及び氏名を記載します。外国の申請者の場合は、1. 6(1)ハ. に準じて記載します。
- (2) 申請者は、法人・個人を問いませんが「製造者(外国製造者を含みます)」又は「輸入者」に限られます。
- (3) 申請者が個人以外の場合は、会社名(本社名又は工場等の名称)のほか、代表責任者（社長又は工場等の長)の職・氏名を記載します。
- (4) 氏名には押印を要しますが、申請者が個人以外の場合は、代表責任者の示す公式の印が必要となります。

なお、外国製造者が申請する場合には、押印の代わりに署名を用いることは差支えありませんが、活字体で氏名を併記してください。

- (5) 製造者が申請者となる場合には、1. 6(2)の要件を満たすことが必要ですが、次の手続きを行った場合には工場等の長あるいは本社の技術部長等が申請者となることができます。

本社の代表者(社長)が型式検定の申請に関する業務のすべてを委任する旨を記した委任状1通を新規検定申請の際に添付します。この委任状は、申請が特定されていなければその内容に変更がない限り、以後の申請(更新検定申請ほかの申請を含みます)の都度添付する必要はありません。

### 1. 9 「あて先」欄の記入要領

申請書のあて先は「公益社団法人 産業安全技術協会長」とします。

## 2. 申請書に添付する書類の作成要領

### 2. 1 「供試品の構造説明書」の作成要領

この書類は、新規検定申請書に必ず添付しなければならないものではありません。

しかし、たとえば、申請品と同一の構造・寸法の容器を用いた耐圧防爆構造の電気機器が既に検定に合格していることなど、検定に際して検定員の参考となる事項が分かっていると検定の試験を進めやすい場合があります。

「供試品の構造説明書」は次の点に留意して、設計や構造に関する事実のみが記載されるように作成してください。

- (1) 既に検定に合格している防爆電気機器の検定合格番号と合格証の交付年月日を記載します。
- (2) 上記の合格品と新規検定の申請品について、どの部分が同じで、どの部分が異なるのか、また、異なる部分については、どのように異なるのかを具体的に記載します。
- (3) 申請品が耐圧防爆構造の場合において、本体と端子箱がそれぞれ別の検定合格品と同一の設計である場合には、それぞれの検定合格番号を記載します。また、この場合には、申請品の本体と端子箱の接続部分の設計が合格品と同一か、異なるか、異なるとすればどのように異なるかを記載し、必要な場合には参考図面を別に添付します。
- (4) 検定の基準が変更になった場合で、猶予期間により、旧基準と新基準の両方が申請できるときは、どちらの基準で申請するか明確にしてください。

### 2. 2 「同一型式一覧表」の作成要領

「型式の名称」あるいは「定格」に同一型式がある場合には、「同一型式一覧表」を添付して同一型式の範囲を明確にします。申請書の「型式の名称」欄あるいは「定格」欄に“(同一型式は別表のとおり)”と記載される場合には、必ず同一型式一覧表を添付して申請することになります。ただし、申請時に添付される同一型式一覧表はあくまでも申請者の希望であり、検定時の審査により変更となる場合もあります。同一型式の範囲(別冊の「本質安全防爆構造補足」を参照)をよく検討した上で作成してください。

#### 2. 2. 1 用紙の大きさ

用紙の大きさは原則としてA4版とし、複数ページにわたることは差支えありません。

用紙を縦横いずれの方向で使用しても結構ですが、最終的にはA4版(縦置き)で左綴じとなるように余白を取ります。なお、用紙は社名や日付の入っていない白紙を用いてください。

#### 2. 2. 2 様式

基本的には、「型式の名称」及び「定格」を記載できる様式としますが、このほかに必要に応じて「備考」欄を設けます。備考欄には、形状、取付方法などの変化範囲などの情報を記入してください。

申請された防爆電気機器がいくつかの部分から構成され、それぞれの部分に型式の名称がある場合、あるいは、それぞれの部分の定格に同一型式がある場合には、上記の基本様式をもとに記載方法を工夫して、それらの変化範囲が分かるようにしてください。それぞれの部分毎に同一型式一覧表を作成することも一つの方法で

す。

電動機類の場合には、同一型式一覧表の中に「枠番号」を記載します。

なお、本質安全防爆構造の電気機器あるいは本質安全防爆構造の部分構成要素とする電気機器については、「本質安全防爆構造補足」を参照してください。

### 2. 2. 3 記載方法

- (1) 同一型式一覧表の上部には“同一型式一覧表”と表題を付けます。同一型式一覧表が複数ページにわたる場合には、各ページともに“同一型式一覧表”と表題を付け、表題の後に通し番号でページ数を付けます。たとえば2ページにわたるときは、“1/2”、“2/2”のようにページ数を付け、全体のページ数が明らかになるようにしてください。
- (2) 同一型式一覧表には、申請品（供試品及びすべての同一型式品を含む）について、型式の名称、定格及び防爆性能に影響するとみられる要素の変化範囲のすべてを記載してください。供試品の定格については、申請書に記載された定格のすべてを申請書と同一の内容で記載します。なお、防爆性能に影響しない要素（たとえば機械的部分）の変化範囲は、図面の中に記載してください。
- (3) 同一型式一覧表に記載された型式の名称、定格等のうち、供試品に関するすべての記号、数値、記述等を  で囲みます。また、表の欄外左下に“備考 表中の  は検定供試品を示す。”と記載してください。
- (4) 型式の名称欄に記載する型式記号は「//」などで省略せずに、すべての記号等を記載します。

たとえば、供試品と同一型式品の型式の名称がそれぞれABCDEF GとABCDEF Hの場合は、型式の名称については次のいずれかの記載方法となります。

型式の名称	定 格
<input type="text" value="ABCDEF G"/> <input type="text" value="ABCDEF H"/>	

型式の名称	定 格
<input type="text" value="ABCDEF"/>	<input type="text" value="G"/> <input type="text" value="H"/>

- (5) 型式の名称(型式記号)と特定の定格値が対応する場合には、罫線で仕切ってそれぞれの対応が明らかとなるようにします。（下記2. 2. 4(1)の記載例参照）
- (6) 同一型式一覧表で型式記号の意味を説明することは避けてください。型式記号の説明書は別に添付することになっています。（2. 7参照）

2. 2. 4 同一型式一覧表の記載例

(1) 記載例 1 (耐圧防爆構造の電動機の場合)

同一型式一覧表 1 / 1

型式の名称		定 格						
		出力 (kW)	極数 (P)	周波数 (Hz)	電圧 (V)	電流 (A)	時間定格	耐熱クラス
FXKUW  FXKU	枠番号 160L	15	4	50	200	54	連続	155(F)
					400	27		
				60	220	49		
					350	31		
					440	24.5		

備考 表中の  は、検定供試品を示す。

この例では、型式記号 F X K U W で表される供試品に対して、F X K U で表される同一型式品を含めた申請であることが分かります。

(2) 記載例 2 (安全増防爆構造の白熱灯の場合)

同一型式一覧表 1 / 1

型式の名称			定 格				備 考
			入力電圧 (V)	適 合 ラ ン プ			
				種 類	型 式	電圧 (V)	消費電力 (W)
ABC	10	C	一般照明電球 JIS C 7501	Lw100V100V	60	100	直付型
		P		L 100V100V			パイプ吊り型
		V		LT100V100V			40° ブラケット型
	6	C		Lw100V60V		60	直付型
		P		L 100V60V			パイプ吊り型
		V		LT100V60V			40° ブラケット型

備考 表中の  は、検定供試品を示す。

この例では、供試品の型式の名称は ABC 1 0 V で、同一型式品として ABC 1 0 C、ABC 1 0 P、ABC 6 C、ABC 6 P 及び ABC 6 V の 5 種類があることが分かります。また、表の罫線(横線)の位置からみて、型式の名称の第 2 欄の 1 0 と 6 は消費電力を表し、同第 3 欄の C、P、V は灯具の形状を表すことが分かり、型式記号の意味が理解でき、また、同一型式品の変化範囲も読み取れますので、同一型式一覧表と

して適切な記載内容となっています。

この同一型式一覧表の内容が検定時に認められれば、たとえばABC10□(□はC、P又はV)の型式のものは、JISC7501に定める100Wのランプ3種類のいずれを使用してもよいことになり、また、灯具の形状についても3種類が認められることとなります。

(3) 記載例3 (安全増防爆構造の電動機の許容拘束時間等の記載例)

同一型式一覧表 1 / 1

型式の名称		定 格									備 考
		出力 (kw)	極数 (P)	周波数 (Hz)	電圧 (V)	電流 (A)	拘束電流比	許容拘束時間 (s)	時間定格	耐熱クラス	
FXKUW -MMA	枠番号 400	315	4	50	3000	68	5	10	連続	155(F)	
		300				66					
		280				64					

備考 表中の □ は、検定供試品を示す。

定格欄に許容拘束時間等を記載すると複雑になり過ぎるような場合に、許容拘束時間等を別に一覧表として示すのも一つの方法です。

(4)記載例4 (コントロールボックスの記載例)

同一型式一覧表 1/1

型式の名称	定 格	備考
ABCD-132201		
ABCD-132202		
ABCD-132204		
ABCD-132206		
ABCD-132210		
ABCD-132213		
ABCD-132217		
ABCD-132293		
ABCD-132201S		
ABCD-132202S		
ABCD-132204S		
ABCD-132206S		
ABCD-132210S		
ABCD-132213S		
ABCD-132217S		
ABCD-132293S		

定格電力	600V	50/60/Hz
定格電流	15A	
周囲温度	-20℃~+50℃	

表中の   は検定供試品を示す

### 2.3 「添付図面一覧表」の作成要領

添付図面一覧表は申請書類に添付される図面の内訳を示すものです。検定合格後は、同一型式一覧表とともに合格証に添付されて長期間使用されるものであることに留意して作成してください。

#### 2.3.1 用紙の大きさ

用紙の大きさはA4版とし、原則として「縦置き」で使用し、左側に綴じるための余白を残します。用紙は社名や日付の入っていないものを使用します。

#### 2.3.2 様式及び記載方法

- (1) 上方中央に“添付図面一覧表”と表題を記載し、その下に“順番号”、“図面名称”、“図面番号”及び“備考”の各欄からなる表を作成します。(記載例参照)
 

添付図面一覧表が複数ページにわたる場合には、表題の後に“1/2”、“2/2”のようにページ数を記載します。
- (2) 「順番号」は、申請書類に添付する図面を綴じる順に合わせて、1、2、3…の通し番号を記載します。「1-1」や「1A」などの枝番号や添え字を付け加えた番号は使用しないでください。

- (3) 「図面名称」及び「図面番号」欄には、添付図面と同一の名称及び番号を記載します。

また、記載内容が表中の上段と同じになる場合があっても、「〃」、「同上」などとはせずに、すべての文字・記号を記載してください。

なお、図面の名称が同一になることを避けるために、たとえば同じ構造部分に対する「〇〇組立図」であっても、「〇〇組立図(1)」、「〇〇組立図(2)」のように、できるだけ区別しやすい名称を付けてください。このことは図面番号についても同様であり、「AB-1」、「AB-2」のように、枝番号を付けるなどの方法により明確に区別してください。図面に改訂番号・記号が付く場合は、添付図面一覧表の図番に反映し、整合させてください。ただし、添付図面中に図番を呼び出している場合において改訂番号・記号がなくとも容易に識別できる場合は、添付図面中の参照先の図番には改訂番号・記号は省略可能です。

- (4) 「備考」欄は空欄にしてください。

- (5) 添付図面一覧表には、途中に空欄の行を設けずに、上の行から順に詰めて記載します。なお、あらかじめ表の様式を作成し、これに記載する場合には、最後の記載行の下に“以下空白”と記載するか、又は、空白行全体に斜線やバツ印(×)を加えてください。

- (6) 検定の申請から合格証の交付までの間には、図面の記載内容を変更する必要があることもあります。

こうした場合には、図面名称の変更は必ずしも必要ではありません。図面番号は、必要に応じて変更してください。これは、図面の差替えなどに際して、変更前の図面を間違えて綴じ込むことを防ぐためです。なお、図面番号その他を変更した場合には、添付図面一覧表を新たに作成し、既に提出してあるものと差替えてください。



添付図面一覧表の記載例

例1 添付図面一覧表 1 / 1

順番号	図面名称	図面番号	備考
1	高圧水銀灯 40° ブラケット型外形寸法図	HM 75751	
2	高圧水銀灯 灯体組立断面図	HM 75740	
3	安定器 詳細図	ST 76832	
4	ソケット部 詳細図	SC 74691-1	
5	端子箱組立図	TB 75784-3	
6	高圧水銀灯 パイプ吊り外形寸法図	PF, 75752	
7	高圧水銀灯 直付型外形寸法図	DF, 75753	
	以下空白		

例2 添付図面一覧表 1 / 1

順番号	図面名称	図面番号	備考
1	コントロールボックス 外形図	T, 320001	
2	コントロールボックス 構造図	T, 320002	
3	押しボタンスイッチ 詳細図	T, 320003	
4	セレクトアスイッチ 詳細図	T, 320004	
5	透明窓 詳細図	T, 320005	
6	ケーブルグラウンド G1/2” 詳細図	T, 320006	
7	内蔵機器一覧表	T, 420003	
8	定格銘板詳細図	T, 420001	
	以下余白		

## 2. 4 製造検査設備等の概要書

### 2. 4. 1 「製造検査設備等の概要書」の内容

- (1) 製造検査設備等の概要書は、申請者が申請品の製造や検査に必要な次の設備等を有することを書面で明らかにするために提出するものです。
- ・製造設備及び検査設備
  - ・工作責任者
  - ・検査組織
  - ・検査規程
- (2) 製造検査設備等の概要書は、申請品を実際に製造あるいは検査する工場が有する設備等が明らかとなるように作成します。なお、協力会社の設備等は、申請者が有する設備等とはなりませんので注意してください。
- 2以上の工場がある場合などについては、次の点に留意してください。
- ・製造者が本社で、2以上の工場で防爆電気機器の製造あるいは検査を行っている場合は、申請品の製造あるいは検査を実際に行っている工場名が明らかになるようにします。
  - ・2以上の工場において申請品を分担して製造している場合や検査だけを(自社の)別工場で行っている場合などには、それぞれの工場で分担する工程等を明らかにした上で、それぞれの有する設備等を示してください。
- Ⓔ (3) 国際整合防爆指針 2015 による申請を行う場合は、2. 4. 9 項も参照願います。

### 2. 4. 2 「製造検査設備等の概要書」の作成要領

様式は問いませんが、A4版の大きさの用紙を使用し、左綴じとして、下記事項に対してそれぞれ個々に作成します。

- ・製造及び検査設備一覧
- ・工作責任者
- ・検査組織
- ・検査規程

なお、この概要書を別の申請品に対する概要書として用いる場合もあると思われるので、別の申請品(たとえば、申請品とは異なる防爆構造の電気機器)の製造や検査に用いる設備等を含めて作成することは差支えありません。

### 2. 4. 3 「製造及び検査設備一覧」の記載要領

製造設備と検査設備に分けて記載します。

#### (1) 製造設備

申請品の製造に必要な主要な製造設備について、設備の名称及び主な仕様が分かるようにまとめます。

#### (2) 検査設備

申請者が保有すべき検査設備は、申請品の防爆構造の種類に応じて表Ⅲ. 1のように定められますので、これらの検査設備のうちの該当するものについて、設備の名称及び主な仕様が分かるようにまとめま

す。

なお、表中の爆発試験設備と防じん試験設備については「他の者が有する設備を申請者が随時利用できるときは、申請者が保有する設備」とみなされます。他の者が有する当該試験設備を利用する場合には、当該試験設備の欄にその旨を記載するとともに、当該試験設備の保有者との間に交わした承諾書又は契約書(複写したのではなく原本)を別に添付します。この場合には、申請者がその試験設備を利用できる期間が新規検定申請の時期と矛盾しないことが重要ですが、更新検定の際には更新検定の時期と合致することも必要ですのでご注意ください。また、無期限で借用契約している場合、契約者いずれかの社名変更などで記載内容が変わる場合は、整合させて、変更の届けを提出してください。

なお、平成22年9月27日の厚生労働省の指導により、これからの概要書には、次の項目を含んで提出してください。

- 1 「検査の基準」について確認すべき内容
  - (1) 検査項目の内容
  - (2) 判定基準の内容
- 2 「検査の方法」について確認すべき内容
  - (1) 検査をどのような場合にどの程度の頻度で実施するか
  - (2) 抜き取り・分解検査など品質保証のための検査をどのような方法で実施するか
- 3 「検査記録の保存」について確認すべき内容
  - (1) 検査記録の保存の方法
  - (2) 記録の保存期間

表Ⅲ. 1 保有すべき検査設備の一覧表

防爆構造の種類	検査設備
各防爆構造 共通	温度試験設備
	鋼球落下試験設備 (のぞき窓を有するもの、照明器具及び表示灯類の場合)
	水圧試験設備 (照明器具のうち円筒状ランプ保護カバーを有する場合)
耐圧防爆構造	爆発試験設備
内圧防爆構造	内圧試験設備
安全増防爆構造	拘束試験設備(かご形回転子巻線を有する電動機の場合) 気密試験設備 (照明器具及び表示灯類の場合)
油入防爆構造	発火試験設備(開閉接点を有する開閉器具及び制御器具の場合)
粉じん防爆普通防じん構造 粉じん防爆特殊防じん構造	防じん試験設備
本質安全防爆構造	火花点火試験設備 耐電圧試験設備
樹脂充てん防爆構造	熱安定性試験設備
非点火防爆構造	衝撃試験設備

注1. 上の表には、機械等検定規則第8条において、「申請者が保有すること」としている検査設備のうち、構造規格が定める項目の検査に必要なものを示しました。

- ② 2. 国際整合防爆指針 2015 に基づいて製造した申請品の検査には、機械等検定規則に定められた設備以外の検査設備が必要となります。こうした検査設備は、「申請者が保有しなければならない」とは定められていませんが、「あらかじめ行った試験の結果を記載した書面」を作成する際には必要となるものです。こうした検査設備としては、次のようなものがありますが、これらのうちで申請者が保有している設備があれば、検査設備として記載してください。

- ・ 衝撃試験設備
- ・ 落下試験設備
- ・ 保護等級確認試験設備
- ・ 熱衝撃試験設備
- ・ 小形部品の発火試験設備
- ・ ブッシングのトルク試験設備
- ・ 非金属製容器等の熱安定性試験設備（高温・低温）
- ・ 耐光性試験設備
- ・ 接地の連続性試験設備
- ・ 容器の非金属材料部分の表面抵抗試験設備
- ・ 静電容量の測定設備
- ・ 引留機能試験設備 等

#### 2. 4. 4 「工作責任者」の記載要領

工作責任者は、下記の(1)～(3)のうちのいずれかの資格要件を満たすことが必要ですので、工作責任者の「所属」、「氏名」のほかに、工作責任者としての資格が分かるような経歴(学歴、職歴)を記載します。なお、職歴については、単なる職歴ではなく、そのうちで防爆電気機器に関する業務に従事した期間を明記してください。

工作責任者の資格要件（機械等検定規則の別表第3による）

- (1) 学校教育法による大学又は高等専門学校において工学に関する学科を専攻して卒業した者で、その後2年以上防爆構造電気機械器具の研究、設計、工作、検査又は型式検定の業務に従事した経験を有するもの
- (2) 学校教育法による高等学校において工学に関する学科を専攻して卒業した者で、その後5年以上防爆構造電気機械器具の研究、設計、工作、検査又は型式検定の業務に従事した経験を有するもの
- (3) 8年以上防爆構造電気機械器具の研究、設計、工作、検査又は型式検定の業務に従事した経験を有するもの

#### 2. 4. 5 「検査組織」の記載要領

申請品を検査するために必要な社内の検査組織について記載します。申請品の検査にかかわるすべての部署をブロック図などで示し、それぞれの部署が担当する検査業務を簡潔に記載します。（検査担当者等の氏名は記載する必要はありません。組織図の中に担当者の氏名が記載されていますと、転勤などにより担当者が交替

するたびに、この書類を提出しなければなりません)

- ⑥ 国際整合防爆指針 2015 による申請品・合格品を有する場合は、ルーチン試験を担当する部門を検査組織で明らかにしてください。

2. 4. 6 「検査規程」の記載要領

申請品の検査に際しての検査項目、検査基準、検査方法、判定基準、検査の記録方法、検査記録の保存期間等について、自社内の取決めを防爆性能の検査を中心にまとめます。この目的にかなうものであれば、検査規程そのものの写しを添付して頂いても結構です。なお、少なくとも表Ⅲ. 1 に記載した設備を使用して行う検査については、記載漏れのないようにしてください。

- ⑥ 国際整合防爆指針 2015 による申請品・合格品を有する場合は、ルーチン試験に内容も検査規程に含めてください。

2. 4. 7 概要書の届出制度

概要書の届出制度は、検定申請のたびに概要書を添付する煩雑さを避けるための便宜的な方法です。あらかじめ概要書を検定実施者に提出しておけば、その内容に変更がない限り、以降の検定申請時には略式の概要書を添付するだけで済みます。

- (1) 「製造検査設備等の概要書」の提出

2. 4. 1～2. 4. 6 によって作成した概要書に図Ⅲ. 1 に示す様式の表紙を付けて、あらかじめ検定実施者に提出しておいてください。

図Ⅲ. 1 製造検査設備等の概要届の表紙 (A 4 版)

防爆構造電気機械器具関係製造検査設備等の概要届  
(\*分) \*1

防爆構造電気機械器具の型式検定に関する A 工場分の製造検査設備等の概要について  
別紙のとおり (新規・変更) \*2 届出します。

平成 年 月 日

住所 \*\*\*\*\*

氏名 \*\*\*\* 株式会社

代表取締役社長 \*\*\*\*\* 印

変更対象：工作責任者\*3

変更理由：工作責任者が変更になったため。\*3

公益社団法人 産業安全技術協会 会長 殿

\*1 複数の工場がある場合には、どの工場の概要書であるかを識別するために、上図の\*印のところに工場名を記入

します。(既に届出がなされているものの中には、一枚の概要書で複数の工場の概要書を届け出ているものがありますが、今後は工場毎に提出して頂くようお願いいたします。なお、各工場の概要届を同時に提出して頂くことは差支えありません)

\*2 届出の区別として、新規又は変更のいずれかを○で囲むか、横線で消してください。

\*3 届出済みの概要届の内容を変更する場合、変更対象とその理由を明らかにしてください。

(2) 略式の「製造検査設備の概要書」の提出

上記(1)の概要届が提出されている場合には、その内容に変更が生じるまで、以降の検定申請時(更新検定の申請を含みます)には、図Ⅲ. 2に示す様式の“略式”の概要書(A4版左綴じ)を提出して頂くだけで済みます。この場合に記入する日付は、図Ⅲ. 1の製造検査設備等の概要届(表紙)に記載された日付となります。ただし、届出した後に概要書の内容が変更になった場合には、2. 4. 8に示す日付となります。

図Ⅲ. 2 製造検査設備等の概要届を提出してある場合の「概要書」の様式(A4版左綴じ)

製造検査設備等の概要書			
製造及び検査設備一覧	年	月	日 提出の製造及び検査設備一覧と同じ
工 作 責 任 者	年	月	日 提出の工作責任者に同じ
検 査 組 織	年	月	日 提出の検査組織に同じ
検 査 規 程	年	月	日 提出の検査規程に同じ

注 日付は和暦により記入してください。

2. 4. 8 「製造検査設備等の概要書」の変更届

製造検査設備等の概要書の内容は、検定を申請する時点における最新のものでなければなりません。従って、2. 4. 1(1)により提出している概要書の内容は、常に最新のものとなるように変更されている必要があります。内容に変更のあるたびに変更のない部分を含めた概要書1式を届け出る方法もありますが、変更のあった部分だけを提出する方法でも結構です。たとえば工作責任者が交替した場合は、新たな工作責任者を記載した書面を提出してください。このとき検定実施者は、差替えられた新しい書面に日付の入った受付印を押します。この時点以降に“略式の概要書”(図Ⅲ. 2)を提出する場合には、工作責任者に関する書面の提出日付は受付印の日付となります。

Ex 2. 4. 9 ルーチン試験結果(国際整合防爆指針 2015のみ)

国際整合防爆指針 2015による申請の場合、申請者(製造者)が行ったルーチン試験の結果を添付してください。これらは、更新申請の際も必要です。

(1) 新規申請の場合、適用する防爆構造毎に要求される(一部、ルーチン試験が適用されない防爆構造があ

ります) ルーチン試験については、1個以上の試作品(完成品)に対して実施した結果を添付してください。ルーチン試験の結果書の様式は自由ですが、以下の事項が含まれてください。

- ・使用した試験装置・測定機の名称、形番、管理番号、校正有効期限
- ・試験・測定の実施者、年月日、測定環境(温度、湿度等)、場所
- ・ルーチン試験対象品の製造番号
- ・測定値・試験結果

- (2) 更新申請の場合、合格証の有効期間内に製造した全製品に対して実施したルーチン試験結果を添付してください。試験結果に含める事項は、上記(1)に準じます。なお、合格証の有効期間中に製造したものが1つも存在しない場合は、ルーチン試験結果の添付は不要ですが、製造実績がないことを示す書面を添付してください。
- (3) 輸入品等で、予め行った試験の結果を記載した書面として、外国立地の検査機関が発行した試験結果書が添付された場合は、ルーチン試験結果に代えて、有効な製造者のQMS審査レポートを添付してください。これらは、IECEXシステムの機器認証スキームでは、QAR(Quality Assessment Report)、ATEXでは、QAN(Quality Assurance Notification)とよばれています。QMS審査レポートには、有効期限がありますのでご注意ください。なお、合格証の有効期間中に輸入(又は製造)したものが1つも存在しない場合は、QMS審査レポートの添付は不要ですが、輸入(又は製造)実績がないことを示す書面を添付してください。

## 2. 5 「添付図面」の作成要領

### 2. 5. 1 共通事項

- (1) 記載事項は検定に必要な最小限のものとし、検定に直接関係のない図面は添付しないでください。また、紙面の余白部分に部分図や断面図を描くなどの工夫をして、できるだけ図面の枚数を減らしてください。
- (2) 図面は、静電複写、電子製図等による鮮明な白黒図面としてください。鉛筆、ボールペン、インクなどを用いて描いたものは必ず複写して添付図面とします。また、鉛筆、ボールペン、インクなどで加筆・訂正した図面も、いったん複写したものを添付図面としてください。
 

注 図面を綴じる順番を示す「順番号」だけは、鉛筆などで図面の右下に直接記入しても構いません。
- (3) 図面に用いる線及び文字は、スキャナによって確実に読取り・再生ができる鮮明なものとしてください。通常、肉眼で読取ることのできるものは、スキャナでも読取ることができますが、線がにじんだり文字が崩れたものは読取りが困難です。特に、大判の図面を縮小複写した場合には、線が消えたり、隣合う線が重なったり、文字が小さ過ぎて読取りができません。縮小することにより判読しにくくなるものについては、A2版又はA1版で図面を作成し、これをA4版にたたんで添付してください。なお、A1版よりも大きい図面となる場合は、A2版又はA1版に分割して作図してください。
- (4) 縮小された図面であってもJIS Z 8311に規定された輪郭枠を残すようにしてください。この輪郭を残した上で、さらに綴じしろを考慮の上、図を描いた領域が紙面からはみ出さないようお願いしま

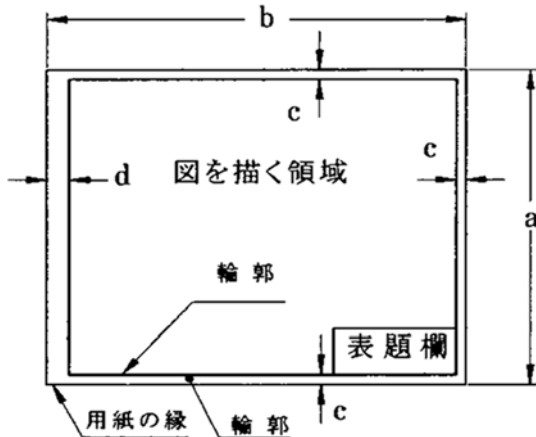


す。また、検定の試験に関係する記事を輪郭枠の外に記載することは避けてください。カラー・グレースケールの印刷物も避けて下さい。

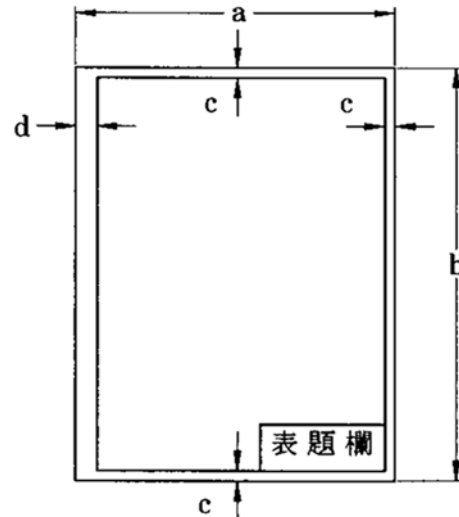
次図は JIS Z 8311 を基にして、望ましい輪郭の寸法を示したものです。これを参考にして作成してください。

図面の輪郭

① A 1 から A 4 で長辺を左右方向に置いた場合



② A 4 で短辺を左右方向に置いた場合



(5) 各図面には図面名称及び図面番号を記載します。図面名称は、その図面が申請品のどの部分の構造等を示すものであるかが分かるような名称としてください。

(6) 図面の種類としては、各防爆構造に共通して次のようなものがが必要です。図面の綴じ順もおおむねこの順で行ってください。

- ・外形寸法図
- ・組立断面図
- ・防爆性能に関する部分の構造図(必要に応じて電気回路図、機器構成図等を添付します)
- ・同一型式品に関する図面(同一型式品がある場合)
- ・防爆関連表示事項

本質安全防爆構造については、「本質安全防爆構造補足」を参照してください。

(7) 同一型式品に関する図面を添付する場合は、同一型式品の防爆性能に関する部分の構造等が供試品と

用紙の大きさの呼び	A 1	A 2	A 3	A 4
a × b	594×841	420×594	297×420	210×297
c(最小)	20	10	10	10
d(最小)	25	25	25	25

どう違うかを明らかにした図面としてください。供試品と共通な部分の図は必要ありません。

(8) 一枚の図面に供試品と同一型式品を併記する場合は、供試品と同一型式品が区別できるように“供試

品”、“同一型式品”と添え書きしてください。

(9) 材料名は JIS 記号によって記入します。ただし、JIS 規格に定められていないものは学術名を用いてください。商品名の使用は、材料の特定が困難ですので避けてください。

(10) 申請書・添付図面を含む申請書類の全ての単位は SI 単位で記載してください。

(11) 構造規格等への適合に関する全ての寸法には（接合面の寸法、表面粗さ、ねじの寸法、固着長さ、容器肉厚、ガラスの寸法など）許容差を明記することが必要ですが、それ以外の場合でもなるべく許容差を示してください。個々の図に寸法を記入しないで一括して表示する場合は、各寸法範囲に対する許容差寸法の表を付けるなどの工夫をお願いします。

(12) 機器に使用している主要部品については、名称、数、材料、寸法、定格等を、できるだけ部品表の形で記載してください。なお、材料については JIS 規格等に定める記号によりグレードや区分なども記載してください。また、規格が存在しないときは材料メーカーのデータシートでも認められる場合があります。

(13) 検定に合格している防爆電気機器を申請品の一部に使用する場合は、検定に合格している機器が描かれた図面にその合格品に関する下記の事項を記載することによって、その合格品の詳細図の添付を省略することができます。ただし、検定に合格している防爆電気機器の一部(部品等)を使用する場合は、この方法は適用されません。

品名、型式の名称、防爆構造の種類、対象ガス又は蒸気の発火度及び爆発等級、定格、型式検定合格番号、合格証の交付を受けた法人名等。

(14) 申請品の防爆性能に密接な関係を有する他の電気機器(部品)あるいは機械的に結合された機器(部品)がある場合は、それらを含めて図面を作成してください。

(15) 取付方向が防爆性能に影響する防爆電気機器は、取付方向を図面中に明記する必要があります。

(16) 制御盤のように、容器に電気機器が内蔵されるものは、内蔵機器の名称、数、定格を一覧表の形で示してください。（次ページの内蔵機器一覧表の事例を参照）

なお、型式の名称によってこれらの内容が変化する場合は、型式記号毎に分けて記入してください。

⑤ (17) 外国で製造された防爆電気機器であっても、図面は原則として日本語で作成してください。

なお、外国製造者が作成した英語の図面はそのまま用いることができますが、英語以外の図面の場合は、その主要な部分に英語又は日本語の訳を併記してください。

(18) 本質安全防爆構造とそれ以外の防爆構造からなる機器の場合は、原則として機器構成図を添付します。

内蔵機器一覧表の記載例

記号	名称		定格		取付個数		
MT	指示計	電流計	600V	AC0~15A	0~1		
		電圧計	600V	AC0~500V (1mA)			
		受信計	600V	入力 DC0~20mA 入力 DC1~5V			
CS	セレクトスイッチ		600V	10A	0~2		
PB	押しボタンスイッチ		600V	10A	0~2		
PL	表示灯	一次側	トランス付	AC240V・230V・220V・ 200V・130V・120V・ 115V・110V・100V 50/60Hz 2VA	0~1		
				抵抗付		白熱球	AC/DC220V/200V 3.3kΩ AC/DC110V/100V 1.4kΩ AC/DC48V 330Ω 40W
				L		LED球	AC/DC220/200V 12.8kΩ AC/DC110/100V 5.6kΩ AC/DC48V 1.6kΩ 20W
				E		LED球	AC/DC24V 18mA AC/DC15V 36mA AC/DC12V 36mA
		D	LED球	AC/DC24V 18mA AC/DC15V 36mA AC/DC12V 36mA			
二次側又はダイレクト	LED球	AC/DC24V 18mA AC/DC15V 36mA AC/DC12V 36mA					
		白熱球		30V・28V・24V・18V・12V 2W			
TB	端子台		AC600V	15A	0~12		
表中の□は検定供試品を示す							

					第三角法	SCALE 尺度 :	TITLE 名称
					APPROVED 承認 ○○ H○○.○○.○○	DESIGNED 設計 ○○ H○○.○○.○○	内蔵機器一覧表
					株式会社○○○○○		
REV 改訂	DATE 日付	DWN 作成	APP 承認	DESCRIPTION 内容			DWG.No. 図番 T,420003

(19) 製品に表示する防爆関連事項(銘板表示事項)を記載したものを図面として添付します。銘板の取付位置はもとより、銘板の材質・寸法、銘板の取付方法も明記してください。なお、防爆構造電気機械器具型式検定合格標章については記載する必要はありません。

また、銘板への記載事項は適用基準への適合に必要な細目、規格が要求する全ての警告情報のほか次のとおりです。

イ. 製造者の名称又は登録商標、供試品の型式、防爆構造使用条件がある場合にはその内容、その他、構造規格及び「適用する検定基準」で表示することとしている事項

ロ. 定格、周囲温度、冷却媒体の温度条件、その他防爆性能を維持する上で必要な条件及び取扱い上注意すべき事項等については、製品に表示する内容を記載してください。

銘板表示事項についての図面を添付するのは、防爆性能に関係する事項が正しく表示されていることを確認するためです。様式は問いませんが、表示すべき事項をどのように表示するか(表示する項目ではなく、具体的な表示内容)が分かるように記載してください。また、警報表示については、日本語で表示することを原則とします。たとえば、銘板の様式をそのまま図面に記載しても差支えありませんが、表示すべき数値等を空欄としたものは全く意味がありません。供試品に基づいた数値等を書き込んだものを図面としてください。

なお、銘板表示事項は、新規検定申請書に記載された型式の名称(供試品)の防爆電気機器について記載してください。

Ⓔ (20) TIS コンポーネント認証されているコンポーネントを申請品の一部に使用する場合は、当該コンポーネントの図面に型式と認証番号を記載することによって、その詳細図を省略することができます。

なお、同一型式の範囲は、従前どおりなので、異なる寸法・材料等が1つの認証番号で認証されている場合は、使用する型式等を明確にしてください。

記載例

\*1の欄には警告文または仕様参照等の文を記載

1. 材質：SUS-304 t=0.5
2. 地色は銀梨地ヘヤライン 文字、社章、社名、線は黒色とする。
3. 銘板の取付けはビス止めとする。

						SCALE 尺 寸 1:1	TITLE 名称  定格銘板詳細図	
					APPROVED 承認 △ △	DESIGNED 設計 ○ ○		
					H00.00.00	H00.00.00		
REV. 改訂	DATE 日付	DWN. 氏名	APP. 承認	DESCRIPTION 内 容	株式会社○○○○○○○		DWC.No. 団番 T,420001	REV. ◆

## 2. 6 「検定実施者から申請者への連絡先」の作成要領

検定の申請から結果が判明するまでの間には、検定実施者から申請者へ連絡する必要があることがあります。そうした場合のために、連絡先を記載した書面を例に従って作成し、申請書に添付します。なお、連絡先担当者は、できるだけ複数となるようにしてください。なお、この書面には、合格証の受取り方法及び供試品の引取り方法を併せて記載してください。

着払い希望の場合は申請者の宛名を記入した飛脚特定信書便の着払い伝票又はレターパックプラスを申請時に提出してください。

### 記載例

	事務的内容の連絡先	技術的内容の連絡先
申請者(会社)の住所	〒	〒
申請者(会社)の名称		
所属部課名		
担当者氏名		
Eメールアドレス		
担当者氏名		
Eメールアドレス		
電話番号(内線番号)		
F A X 番 号		
供試品の返却方法		
合格証の受取り方法		

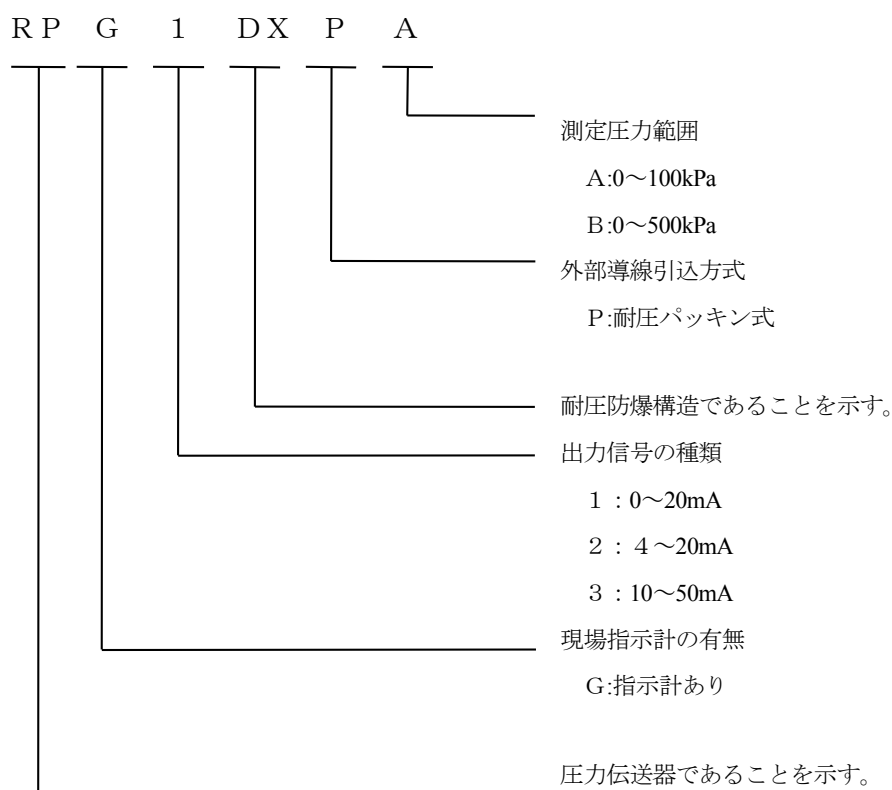
以下の例を参考に供試品の返却方法欄、合格証の受取り方法欄に記入してください。

- ・ “合格証及び供試品は申請者より受領に伺います。”
- ・ “合格証及び供試品は飛脚特定信書便着払い伝票（予め用意した）で送付してください。”
- ・ “合格証はレターパックプラスで送付し、供試品は受領に伺います。”

## 2. 7 「型式記号の説明書」の作成要領

「型式記号の説明書」は、申請品の型式の名称(型式記号)の意味を説明するためのものです。供試品のほかに同一型式品がある場合には、供試品の型式記号のほか、すべての同一型式品の型式記号の意味も説明できるように作成してください。

記載例 1 (供試品の型式記号が R P G 1 D X P A で、同一型式がある場合)



記載例 2

型式記号の説明				1 / 1
型式の名称	説 明			備 考
X1 X2 X3 X4				
<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">ABCD</div>	X1 : シリーズ型式を示す			
<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">1322</div>	X2 : 容器寸法を示す 1322 : 135mm×225mm			
01 02 04 06 10 13 17	X3 : 取付機器の種類を示す 01 : 表示灯 02 : 押しボタンスイッチ 04 : 押しボタンスイッチ、セレクトスイッチ 06 : セレクトスイッチ 10 : 表示灯、押しボタンスイッチ 13 : 表示灯、押しボタンスイッチ、 セレクトスイッチ 17 : 表示灯、セレクトスイッチ			
<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">93</div>	93 : 表示灯、押しボタンスイッチ、 セレクトスイッチ、指示計			
<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">無</div> S	X4 : 取付方式 無 : 壁掛形 S : 自立形			
表中の <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 20px; height: 10px; vertical-align: middle;"></span> は検定供試品を示す				



## 2. 8 「あらかじめ行った試験の結果を記載した書面」の作成要領

- (1) 申請しようとする防爆電気機器の防爆性能確認のために申請者が行った試験の結果を添付してください。
- (2) 必要な試験項目は防爆構造及び機器の種類・構造によって異なります。
- (3) 申請品が本質安全防爆構造の場合には、「本質安全防爆構造補足」によって作成してください。
- (4) 申請品に該当する試験項目を全てリストアップしてください。

### 2. 8. 1 立会試験に使用する計測機器のリスト提出のお願い

立会試験の場合、使用した計測機器のリストを提出してください。

## 2. 9 「性能・取扱い等の説明書」の作成要領

新規検定に際して、検定員が申請品の性能及び取扱い方法を正しく理解できるようにするため、「申請品の性能に関する説明書」及び「申請品の取扱い等に関する説明書」をそれぞれ1部ずつ下記の要領により作成し、新規検定申請書に添付してください。

なお、申請品が本質安全防爆構造の場合には、「本質安全防爆構造補足」によって作成してください。

### 2. 9. 1 「申請品の性能に関する説明書」

申請品の機能・性能、動作原理、防爆性能からみた構造的特徴などの要点を記載します。

### 2. 9. 2 「申請品の取扱いに関する説明書」

申請品の操作・使用方法、使用上の制約等について作成します。

- Ⓔ 「国際整合防爆指針 2015」の申請品については、工場防爆電気設備指針（国際整合技術指針）(JNIOOSH-TR-No.46)取扱説明書等に基づいて、取扱説明書の見本を添付してください。

## 2. 10 「同一型式の理由書」の作成要領

同一型式品を含む申請の場合には、同一型式品(複数の同一型式品がある場合には、すべての同一型式品)について、供試品と防爆性能が同一であることを説明するために「同一型式の理由書」を添付します。

同一型式の理由書の作成に先立ち、同一型式品として申請しようとするものが同一型式の範囲にあることを先ず確認してください。

記載に際しては次の点に留意してください。

- (1) 同一型式となるか否かは検定の際に判定されることですから、同一型式の理由書はあくまでも申請者が「…の理由から、同一型式と考える。」という表現になります。
- (2) 技術的根拠を明確にしてください。
- Ⓔ (3) 外国立地の検査機関（指定外国検査機関を含みます）の適合証の中には複数の型式のものが含まれている場合がありますが、それらが必ずしもわが国でいう同一型式に該当しない場合があります。
- (4) 一般には、供試品と同一型式品の相違点を先ず明確にし、それらの相違点のそれぞれについて、同一型式と判断した理由を述べます。

### 3. 供試品の提出と引取り

#### 3. 1 供試品の提出

- (1) 新規検定申請に際しては、少なくとも1台(1組)の供試品(試験等に使用するサンプル)の提出が必要です。このことは、輸入品や、単品として申請されるものについても例外はありません。

供試品は当協会へ提出して頂きます。なお、検定実施者が立会試験を行うとした場合には、供試品は新規検定希望地(立会試験実施場所)に用意してください。

- (2) 供試品の数、試験実施のための供試品の加工、工具の提出等については3. 5～3. 7に示します。

#### 3. 2 供試品提出の時期と方法

- (1) 供試品は、原則として申請と同時に提出して頂きます。ただし、宅送等による場合には、申請受付後2週間以内には当協会の試験部に届くようにしてください。

- (2) 供試品は、受渡しの確認を行います。

#### 3. 3 供試品の引取り

検定が終了した時点で当協会から連絡しますので、なるべく早めに供試品を引取ってください。引取り時には、受領印又は署名を頂くことにしておりますので、ご協力をお願いします。

#### 3. 4 供試品の提出・引取り時の注意事項

- (1) 重量の大きい供試品の場合には、揚重装置付き車両の手配をお願いします。
- (2) 供試品の提出・引取りに際しては、申請者名、品名及び受付番号が分かるように、送り状や荷受け状を添える等の措置をお願いします。
- (3) 託送等により送られる場合には、供試品の届け先は「公益社団法人 産業安全技術協会 試験部」と明記しておいてください。
- (4) 託送等による返却を希望する場合には、「着払い用」の送り状に必要事項を記入して、申請書と一緒に提出してください。
- (5) 供試品は、油性インクで記入する等の方法により、申請者名と受付番号を識別できるようにしておいてください。

#### 3. 5 供試品及び提出個数

供試品は、原則として完成品1台(1組)を提出します。ただし、適用する基準あるいは機械等検定規則に定めがあるものは定めに従って提出してください。しかし、適用する基準の防爆構造及び試験の種類や電気機器の種類等によって提出するサンプル数とサンプル内容が異なりますのでご注意ください。なお、電気機器と単純に機械

的に接続されている装置・部品等の提出の要否は、あらかじめ当協会に相談してください。

- (1) 容器が溶接構造で、内部の確認ができないものは、溶接前の容器と内蔵部品のほか、カットサンプル（完成品を切断して内部の確認ができるようにしたもの）を提出してください。
- (2) 部品が樹脂の中に埋込まれている場合のように、部品の構造や性能について必要な検査・試験ができないものは、完成品のほか、部品を埋込む前のもの、埋込む部品及び完成品を切断して埋込み状態が分かるようにしたカットサンプル（完成品を切断して内部の確認ができるようにしたもの）を提出してください。
- (3) 電池を電源としている機器は、供試品の作動に必要な数の5倍の数の電池を提出してください。ただし、充電可能な電池の場合は、必要な数の2倍の電池と、充電器を1台提出してください。
- (4) 外国で製造されたもので、かつ、外国立地の検査機関名の適合証付きのものは、外国立地の検査機関が表示することとしている内容(外国立地の検査機関名、認証番号、防爆記号、製造者名、使用条件等)を表示した銘板を取付けた供試品を提出してください。また、国内で使用する導線引込器具も忘れずに取付けておいてください。
- (5) 本質安全防爆構造と本質安全防爆構造以外の組合せ機器の場合は、本質安全防爆性能確認用と本質安全防爆構造以外の防爆性能確認用の供試品をそれぞれに提出して頂きますと、試験に要する時間が短縮されます。
- (6) 申請者が「あらかじめ行った試験」として爆発試験を行ったものを供試品として提出する場合は、破損・変形の有無を確認し、接合面等の清掃を行ってから提出してください。
- (7) 外部電線と接続して使用する機器の場合は、30～50 cmの端末処理した電線を取付けておいてください。
- (8) 重量が30kg以上の供試品には、吊り上げ用のアイボルト等を付けるほか、フォークリフトで運搬しやすいようにパレットに載せておいてください。
- (9) 供試品が非金属製容器及び容器の非金属製部分の場合は、提出サンプル及び個数について疑問がある場合、「あらかじめ行った試験」を実施する前に検定機関にお問合せください。

### 3. 7 錠締工具及び特殊工具類の提出

供試品の容器等の分解・組立てに錠締工具や特殊工具類が必要な場合は、供試品のほか錠締工具及び特殊工具類を1組添えてください。

防爆構造電気機械器具  
型式検定の手引き(申請手続き一般)

---

平成 27 年 10 月 1 日 版

作成・発行 公益社団法人 産業安全技術協会  
〒350-1328  
埼玉県狭山市広瀬台二丁目 16 番 36 号  
電話 04-2955-9901 fax 04-2955-9908  
<http://www.tiis.or.jp>  
無断転載禁止

---

©公益社団法人 産業安全技術協会(2015)